

STIO Visa 会員規約

現行	改定後
<p>第 2 条（本契約の申込と成立）</p> <p>1 本契約は、株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます。）および三菱 UFJ ニコス株式会社（以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。）が、本人会員となろうとする者による申込を承諾し、当行および三菱 UFJ ニコス（以下「両社」といいます。）所定の手続を完了したときに成立するものとします。</p> <p>2 前項の申込は、<u>両社</u>所定の手続により、<u>両社</u>所定事項を漏れなく、かつ正確に申告して行うものとします。</p> <p>3 申込者は、申込に対する諾否の結果にかかわらず、申込書、申込に際して提出された書面その他の物の返還を請求することはできず、<u>両社</u>は、これら提出物を適宜処分することができるものとします。</p>	<p>第 2 条（本契約の申込と成立）</p> <p>1 本契約は、株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます。）が、本人会員となろうとする者による申込を承諾し、当行所定の手続を完了したときに成立するものとします。</p> <p>2 前項の申込は、当行所定の手続により、当行所定事項を漏れなく、かつ正確に申告して行うものとします。</p> <p>3 申込者は、申込に対する諾否の結果にかかわらず、申込書、申込に際して提出された書面その他の物の返還を請求することはできず、当行は、これら提出物を適宜処分することができるものとします。</p>
<p>第 31 条（クレジットカード債務の保証の取得）</p> <p>1 本人会員は、利用代金、利息、手数料、損害金等のクレジットカード取引から生じる一切の債務（ただし年会費は除きます。）について、滋賀 DC カードの保証を得るものとします。</p> <p>2 本人会員は、滋賀 DC カードの保証がなされない場合、<u>両社</u>からカードの発行を受けられない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>3 滋賀 DC カードの保証を得るについて、本人会員は滋賀 DC カードの定める保証委託約款をあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>4 本人会員は当行に対する債務の履行を怠った場合、滋賀 DC カードが当行からの保証債務の履行の請求に応じ、本人会員に対する通知・催告なくして代位弁済しても何ら異議を述べないものとします。</p>	<p>第 2 条の 2（クレジットカード債務の保証の取得）</p> <p>1 本人会員は、利用代金、利息、手数料、損害金等のクレジットカード取引から生じる一切の債務（ただし年会費は除きます。）について、株式会社滋賀ディーシーカード（以下「滋賀 DC カード」といいます。）の保証を得るものとします。</p> <p>2 本人会員は、滋賀 DC カードの保証がなされない場合、当行からカードの発行を受けられない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>3 滋賀 DC カードの保証を得るについて、本人会員は滋賀 DC カードの定める保証委託約款をあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>4 本人会員は、当行に対する債務の履行を怠った場合、滋賀 DC カードが当行からの保証債務の履行の請求に応じ、本人会員に対する通知・催告なくして代位弁済しても何ら異議を述べないものとします。</p>
<p>第 4 条（特約）</p> <p>1 <u>両社</u>は、一般会員、ゴールド会員などの会員区分もしくは提携する国際ブランドに応じて、または特定のサービスに関する事項など、本契約の内容となるべきものの一の部分に関する事項につき、特約を定めることができるものとします。</p> <p>2 <u>両社</u>が、特約を定めたときには、当該特約は、本規約と一体となって当該特約の適用対象となる会員またはサービスにつき適用されるものとします。この場合において、特約に、本規約に定めがない事項または本規約と異なる内容が定められている場合には、特約が優先して適用されるものとします。</p>	<p>第 4 条（特約）</p> <p>1 当行は、一般会員、ゴールド会員などの会員区分もしくは提携する国際ブランドに応じて、または特定のサービスに関する事項など、本契約の内容となるべきものの一の部分に関する事項につき、特約を定めることができます。</p> <p>2 当行が、特約を定めたときには、当該特約は、本規約と一体となって当該特約の適用対象となる会員またはサービスにつき適用されるものとします。この場合において、特約に、本規約に定めがない事項または本規約と異なる内容が定められている場合には、特約が優先して適用されるものとします。</p>
<p>第 5 条（基本サービス）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>4 当行は、第 1 項および第 2 項のサービスにつき、常時提供することを保証するものではありません。</p>	<p>第 5 条（基本サービス）</p> <p>3 本人会員が、カードローン利用可能枠の設定を申し込み、当行がこれを認めたときには、会員（ただし、家族会員を除きます。）は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てカードローンを利用することができます。</p> <p>4 当行は、本条第 1 項から第 3 項までのサービスにつき、常時提供することを保証するものではありません。</p>
<p>第 7 条（カードの貸与）</p> <p>1 <u>両社</u>は、会員が入会等をした場合には遅滞なく、または本規約に定める場合にはその定めるところに従</p>	<p>第 7 条（カードの貸与）</p> <p>1 当行は、会員が入会等をした場合には遅滞なく、または本規約に定める場合にはその定めるところに従い、</p>

<p>い、会員ごとにカードを 1 枚発行し、これを会員に貸与します。</p> <p>2 会員は、第 8 条または第 9 条の場合を含め<u>両社</u>よりカードを貸与されたときには、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。</p> <p>3 <u>両社</u>が本規約に定めるところに従い会員に貸与するカードの所有権は、当行に帰属します。</p> <p>4 会員は、<u>両社</u>が別に定める場合を除き、第 8 条または第 9 条の場合を含め、貸与を受けるカードのデザインを指定することはできないものとします。</p> <p>5 <u>両社</u>が会員に貸与したカードが、万一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行所定の期間のみ保管します。この場合、会員は当行のお取引店に確認のうえ、その指示に従い交付を受けるものとします。所定の期間を経過した場合、当行は当該カードを<u>廃棄</u>するものとします。なお、本カードの再発行は、当行所定の手続きによるものとします。</p>	<p>会員ごとにカードを 1 枚発行し、これを会員に貸与します。</p> <p>2 会員は、第 8 条（更新カードの発行）または第 9 条（カードの再発行）の場合を含め当行よりカードを貸与されたときには、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。ただし、当該カードに署名欄がない場合にはこの限りではありません。</p> <p>3 当行が本規約に定めるところに従い会員に貸与するカードの所有権は、当行に帰属します。</p> <p>4 会員は、当行が別に定める場合を除き、第 8 条または第 9 条の場合を含め、貸与を受けるカードのデザインを指定することはできないものとします。</p> <p>5 当行が会員に貸与したカードが、万一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行所定の期間のみ保管します。この場合、会員は当行のお取引店に確認のうえ、その指示に従い交付を受けるものとします。所定の期間を経過した場合、当行は当該カードを破棄するものとします。なお、本カードの再発行は、当行所定の手続きによるものとします。</p>
<p>第 8 条（更新カードの発行）</p> <p>カードの有効期限は、カードの表面上に表示された年月の末日までとします。<u>両社</u>が適当と認める場合には、当行は、会員に対し、当行所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し貸与します。</p>	<p>第 8 条（更新カードの発行）</p> <p>カードの有効期限は、カードの表面上に表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。当行が適当と認める場合には、当行は、会員に対し、当行所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し貸与します。</p>
<p>第 9 条（カードの再発行）</p> <p>1 <u>両社</u>は、カードの盗難もしくは紛失を理由として本人会員がカードの再発行を求め、<u>両社</u>がこれを適当と認めた場合または毀損、滅失その他の<u>両社</u>が適当と認める理由に基づき本人会員がカードの再発行を希望した場合には、会員に対し、カードの再発行を行い貸与します。この場合、<u>両社</u>が必要と認めたときには、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>2 <u>両社</u>が会員に貸与したカードが IC カードであって会員が暗証番号の変更を求めた場合、<u>両社</u>は、会員に対し、暗証番号を変更した IC カードの再発行を行い貸与します。</p> <p>3 第 1 項または第 2 項によりカードの再発行を行う場合、当行は、本人会員に対し、当行所定のカードの再発行手数料を請求できるものとします。</p> <p>4 第 1 項または第 2 項の規定にかかわらず、カードの偽造またはカード情報の漏えいのおそれがあるときなどカード情報の管理または保護のために必要がある場合その他当行の業務上必要がある場合には、当行は、会員の申出によらずして、カード番号を変更のうえカードを再発行することができるものとします。</p>	<p>第 9 条（カードの再発行）</p> <p>1 当行は、カードの盗難もしくは紛失を理由として本人会員がカードの再発行を求め、当行がこれを適当と認めた場合または毀損、滅失その他の当行が適当と認める理由に基づき本人会員がカードの再発行を希望した場合には、会員に対し、カードの再発行を行い貸与します。この場合、当行が必要と認めたときには、カード番号を変更することがあります。</p> <p>2 当行が会員に貸与したカードが IC カードであって会員が暗証番号の変更を求めた場合、当行は、会員に対し、暗証番号を変更した IC カードの再発行を行い貸与します。</p> <p>3 本条第 1 項または第 2 項によりカードの再発行を行う場合、当行は、本人会員に対し、当行所定のカードの再発行手数料を請求できるものとします。</p> <p>4 本条第 1 項または第 2 項の規定にかかわらず、カードの偽造またはカード情報の漏えいのおそれがあるときなどカード情報の管理または保護のために必要がある場合その他当行の業務上必要がある場合には、当行は、会員の申出によらずして、カード番号を変更のうえカードを再発行することができるものとします。</p>
<p>第 10 条（更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置）</p> <p>1 会員は、第 8 条または第 9 条の規定により<u>両社</u>から新たなカードの貸与を受けたときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよび IC チップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当行または<u>三菱 UFJ ニコス</u>が特に必要と認めるときには、当行または<u>三菱 UFJ ニコス</u>は、会員に対し、カードの返却を求めることができ、会員はこれに応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する当行または<u>三菱 UFJ ニコス</u>の指示に従うものとします。</p> <p>3 会員が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットシ</p>	<p>第 10 条（更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置）</p> <p>1 会員は、第 8 条（更新カードの発行）または第 9 条（カードの再発行）の規定により当行から新たなカードの貸与を受けたときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよび IC チップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当行が特に必要と認めるときには、当行は、会員に対し、カードの返却を求めことができ、会員はこれに応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する当行の指示に従うものとします。</p> <p>3 会員が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットシ</p>

<p>ショッピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、会員が、第 8 条または第 9 条の規定によりカードの貸与を受けたときには、<u>当行または三菱 UFJ ニコス</u>が特に認める場合を除き、会員は、会員の責任で、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならないものとします。</p> <p>4 前項に規定するときには、<u>当行または三菱 UFJ ニコス</u>は、会員に代わってカード情報の変更情報を当該加盟店に通知することができるものとします。ただし、<u>当行または三菱 UFJ ニコス</u>は、かかる通知を行う義務を負わないものとします。</p>	<p>ピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、会員が第 8 条または第 9 条の規定によりカードの貸与を受けたときには、<u>当行</u>が特に認める場合を除き、会員は、会員の責任で、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならないものとします。</p> <p>4 前項に規定するときには、<u>当行</u>は、会員に代わってカード情報の変更情報を当該加盟店に通知することができるものとします。ただし、<u>当行</u>は、かかる通知を行う義務を負わないものとします。</p>
<p>第 11 条（子カード）</p> <p><u>両社</u>は、会員に対し、子カードを発行し、貸与する場合があります。子カードについては、その性質に反しない限度で、カード等の管理等に関する規定（第 2 節第 1 款）その他本規約のカード等に関する規定を準用します。</p>	<p>第 11 条（子カード）</p> <p><u>当行</u>は、会員に対し、子カードを発行し、貸与する場合があります。子カードについては、その性質に反しない限度で、カード等の管理等に関する規定（第 2 節第 1 款）その他本規約のカード等に関する規定を準用します。</p>
<p>第 12 条（暗証番号）</p> <p>2 会員は、暗証番号を選択するにあたっては、以下の各号のいずれかに該当するなど、他人に推知されやすい数字列を暗証番号として選択してはならないものとします。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>4 会員が入会等に先立ち暗証番号を申し出ない場合または会員の申し出た数字列が暗証番号として著しく不適切と<u>両社</u>が判断した場合には、<u>両社</u>は、任意の 4 桁の数字を暗証番号として登録することができるものとします。この場合、<u>両社</u>は、<u>両社</u>所定の方法で、本人会員に対し、その旨および登録した暗証番号を通知します。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、<u>両社</u>は、会員が登録した暗証番号の適切性を確認する義務および暗証番号を適切なものに変更する義務を負わないものとします。</p>	<p>第 12 条（暗証番号）</p> <p>2 会員は、暗証番号を選択するにあたっては、以下の各号のいずれかに該当するなど、他人に推知されやすい数字列を選択してはならないものとします。</p> <p>(3)キャッシュカード、他のクレジットカードなどの暗証番号と同一または類似の番号</p> <p>4 会員が入会等に先立ち暗証番号を申し出ない場合または会員の申し出た数字列が暗証番号として著しく不適切と<u>当行</u>が判断した場合には、<u>当行</u>は、任意の 4 桁の数字を暗証番号として登録することができるものとします。この場合、<u>当行</u>は、<u>当行</u>所定の方法で、本人会員に対し、その旨および登録した暗証番号を通知します。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、<u>当行</u>は、会員が登録した暗証番号の適切性を確認する義務および暗証番号を適切なものに変更する義務を負わないものとします。</p>
<p>第 13 条（カード等の管理）</p> <p>7 当行は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、カード等の利用および管理に関する注意事項を会員に通知し、または当行ウェブサイトに掲出するなど会員の知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて第 1 項の義務を履行するものとします。</p> <p>8 第 2 項から前項までの規定は、第 1 項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。</p>	<p>第 13 条（カード等の管理）</p> <p>7 当行は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、カード等の利用および管理に関する注意事項を会員に通知し、または当行<u>もしくは三菱 UFJ ニコス</u>ウェブサイトに掲出するなど会員の知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて本条第 1 項の義務を履行するものとします。</p> <p>8 本条第 2 項から前項までの規定は、本条第 1 項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。</p>
<p>第 14 条（暗証番号の管理）</p> <p>2 会員は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載し<u>またはこれを記載した書面その他の有体物をカードとともに保管および携帯してはならないものとします。</u></p> <p>4 当行は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情をふまえ、暗証番号の使用および管理に関する注意事項を通知し<u>または当行ウェブサイトに掲出するなど会員が知りうる状態に置くこと</u>があります。この場合、会員は、当該通知等の内容をふまえて第 1 項の義務を履行するものとします。</p>	<p>第 14 条（暗証番号の管理）</p> <p>2 会員は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載<u>もしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載しもしくは記録した媒体</u>とともに保管および携帯してはならないものとします。</p> <p>4 当行は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、暗証番号の使用および管理に関する注意事項を通知し、または当行<u>もしくは三菱 UFJ ニコス</u>ウェブサイトに掲出するなど会員が知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて本条第 1 項の義務を履</p>

<p>5 第 2 項から前項までの規定は、第 1 項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。</p>	<p>行するものとします。 5 本条第 2 項から前項までの規定は、本条第 1 項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。</p>
<p>第 15 条（カードの占有喪失時の会員の義務）</p> <p>1 会員が貸与されたカード（更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードであって、これに記載された有効期限を経過していないものを含みます。以下本条、第 16 条および第 19 条において同じ。）につき、盗難、紛失その他のような事由であってもその占有を喪失したときには、会員は、以下の各号に定めるところに従い対応しなければなりません。</p> <p>(1) ただちにカードの占有喪失の事実を当行または三菱 UFJ ニコス所定の窓口へ連絡すること。</p> <p>(3) 当行または三菱 UFJ ニコスが請求したときには、前号の届出を行ったうえで、すみやかに当行または三菱 UFJ ニコスに対し、カード喪失届を提出すること。</p> <p>2 前項第 1 号の連絡を受けた場合または会員に貸与したカードが他人に利用されたおそれがある場合には、当行または三菱 UFJ ニコスは、会員のカードの利用および管理の状況またはカードの他人による利用を防止するために当行または三菱 UFJ ニコスが必要と認める事項について、会員に対して説明、資料提出その他当行または三菱 UFJ ニコスの行う調査への協力を求めることができ、会員は、遅滞なくこれに応ずるものとします。</p> <p>3 前項の場合、会員は、当行または三菱 UFJ ニコスの請求により、カードの他人による利用を防止するために必要な協力をするものとします。</p>	<p>第 15 条（カードの占有喪失時の会員の義務）</p> <p>1 会員が貸与されたカード（更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードであって、これに記載された有効期限を経過していないものを含みます。本条、第 16 条（カードの利用と本人会員の責任）および第 19 条（暗証番号が使用された場合の本人会員の責任）において同じ。）につき、盗難、紛失その他のような事由であってもその占有を喪失したときには、会員は、以下の各号に定めるところに従い対応しなければなりません。</p> <p>(1)ただちにカードの占有喪失の事実を当行所定の窓口へ連絡すること。</p> <p>(3)当行が請求したときには、前号の届出を行ったうえで、すみやかに当行に対し、カード喪失届を提出すること。</p> <p>2 前項第 1 号の連絡を受けた場合または会員に貸与したカードが他人に利用されたおそれがある場合には、当行は、会員のカードの利用および管理の状況を確認するためまたはカードの他人による利用を防止するために当行が必要と認める事項について、会員に対して説明、資料提出その他当行の行う調査への協力を求めることができ、会員は、遅滞なくこれに応ずるものとします。</p> <p>3 前項に規定する場合、会員は、当行の請求により、カードの他人による利用を防止するために必要な協力をするものとします。</p>
<p>第 16 条（カードの利用と本人会員の責任）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会員が、盗難、紛失など会員の意思によらずしてカードの占有を喪失し、これに起因して他人（家族会員にあっては本人会員を除きます。）がカードを利用した場合には、以下の各号がすべて満たされることを条件として、当行は、本人会員に対し、当行または三菱 UFJ ニコスが第 15 条第 1 項第 1 号の連絡を受け付けた日前 60 日以降の、当該連絡に係るカード等利用代金等相当額に係る支払債務（以下本条において「対象債務」といいます。）を免除します。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、本人会員の対象債務は免除されないものとします。</p> <p>(5) 前号に掲げる場合を除き、当行または三菱 UFJ ニコスが、会員に対し、カードの利用、管理または廃棄に関して依頼した事項に会員が応じなかった場合</p> <p>(6) 会員が当行または三菱 UFJ ニコスに対し、盗難、紛失などカードの占有喪失の状況もしくは被害状況の届出内容を偽りまたはその重要事項を届け出なかった場合</p> <p>(8) 当行または三菱 UFJ ニコスが第 15 条第 3 項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員がこれを行わなかった場合（当行または三菱 UFJ ニコスが協力を求めた内容が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを除きます。）</p> <p>4 会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行または三菱 UFJ ニコスは、本人会員に対し、会員</p>	<p>第 16 条（カードの利用と本人会員の責任）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会員が、盗難、紛失など会員の意思によらずしてカードの占有を喪失し、これに起因して他人（家族会員にあっては本人会員を除きます。）がカードを利用した場合には、以下の各号がすべて満たされることを条件として、当行は、本人会員に対し、当行が第 15 条（カードの占有喪失時の会員の義務）第 1 項第 1 号の連絡を受け付けた日前 60 日以降の、当該連絡に係るカード等利用代金等相当額に係る支払債務（以下本条において「対象債務」といいます。）を免除します。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、本人会員の対象債務は免除されないものとします。</p> <p>(5)前号に掲げる場合を除き、当行が、会員に対し、カードの利用、管理または破棄に関して依頼した事項に会員が応じなかった場合</p> <p>(6)会員が当行に対し、盗難、紛失などカードの占有喪失の状況もしくは被害状況の届出内容を偽りまたはその重要事項を届け出なかった場合</p> <p>(8)当行が第 15 条第 3 項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員がこれを行わなかった場合（当行が協力を求めた内容が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを除きます。）</p> <p>4 会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、本人会員に対し、会員がカードの占有を喪失したことまたは他人がカードを利用したこと起因して当行に生じた損害であって本条第 1 項に定めるもの以外の</p>

<p>がカードの占有を喪失したことまたは他人がカードを利用したこと起因して当行または三菱 UFJ ニコスに生じた損害であって第 1 項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>ものについて賠償を請求することができるものとします。</p>
<p>第 17 条（偽造カードまたはカード情報の他人利用のおそれが生じた場合の調査等）</p> <p>1 会員は、偽造カードまたはカード情報（更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードに係るカード情報であって、これに含まれる有効期限が経過していないものを含みます。以下本条から第 21 条までの規定において同じ。）の他人による利用のおそれがあることを認知した場合には、ただちに当行または三菱 UFJ ニコス所定の窓口にてその旨を連絡するものとします。</p> <p>2 前項の連絡を受けた場合または偽造カードもしくはカード情報が他人により利用されたおそれがある場合には、当行または三菱 UFJ ニコスは、カード等の利用および管理の状況または偽造カードもしくはカード情報の他人による利用を防止するために当行または三菱 UFJ ニコスが必要と認める事項について、会員に対して、説明、資料提出その他当行または三菱 UFJ ニコスの行う調査への協力を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。</p> <p>3 前項に規定する場合、会員は、当行または三菱 UFJ ニコスの請求により、偽造カードまたはカード情報の他人による利用を防止するために必要な協力をするものとします。</p>	<p>第 17 条（カード情報の他人利用または偽造カードの利用のおそれが生じた場合の調査等）</p> <p>1 会員は、カード情報（更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードに係るカード情報であって、これに含まれる有効期限が経過していないものを含みます。本条から第 21 条（第三者へのカード情報の登録と管理）までの規定において同じ。）の他人による利用のおそれまたは偽造カードの利用のおそれがあることを認知した場合には、ただちに当行所定の窓口にてその旨を連絡するものとします。</p> <p>2 前項の連絡を受けた場合、カード情報が他人により利用されたおそれのある場合または偽造カードが利用されたおそれがある場合には、当行は、カード等の利用および管理の状況またはカード情報の他人による利用もしくは偽造カードの利用を防止するために当行が必要と認める事項について、会員に対して、説明、資料提出その他当行の行う調査への協力を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。</p> <p>3 前項に規定するいずれかの場合、会員は、当行の請求により、カード情報の他人による利用または偽造カードの利用を防止するために必要な協力をするものとします。</p>
<p>第 18 条（偽造カードまたはカード情報が利用された場合の本人会員の責任）</p> <p>1 本人会員は、偽造カードまたはカード情報の他人（ただし、家族会員にあっては本人会員を除きます。）による利用に係るカード等利用代金等相当額につき支払義務を負わないものとします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、本人会員は、前項のカード等利用代金等相当額につき、支払義務を負担するものとします。</p> <p>(1) 会員がカード情報を他人に提供したまたはカード情報の漏えいについて会員に重大な過失がある場合</p> <p>(3) 第 1 号の場合を除き、偽造カードの作出もしくは利用またはカード情報の利用について、会員に故意または重大な過失がある場合</p> <p>(4) 第 2 号の場合を除き、偽造カードの作出もしくは利用またはカード情報の利用について、会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者が関与した場合</p> <p>(6) 当行または三菱 UFJ ニコスが第 17 条第 3 項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員がこれを行わなかった場合（当行または三菱 UFJ ニコスが協力を求めた内容が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを除きます。）</p> <p>3 会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行または三菱 UFJ ニコスは、本人会員に対し、偽造カード利用またはカード情報の他人による利用に起因して当行または三菱 UFJ ニコスに生じた損害であって第 1 項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>第 18 条（カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任）</p> <p>1 本人会員は、会員に貸与されたカードに係るカード情報が利用された場合であっても、これが他人（ただし、家族会員にあっては本人会員を除きます。）により利用されたものであるときには、これに係るカード等利用代金等相当額につき支払義務を負わないものとします。偽造カードが他人により利用された場合も同様とします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、本人会員は、前項のカード等利用代金等相当額につき、支払義務を負担するものとします。</p> <p>(1) 会員がカード情報を他人に提供したまたはカード情報の漏えいについて会員に故意または重大な過失がある場合</p> <p>(3)本項第 1 号の場合を除き、カード情報の他人による利用または偽造カードの作出もしくは利用について、会員に故意または重大な過失がある場合</p> <p>(4)本項第 2 号の場合を除き、カード情報の他人による利用または偽造カードの作出もしくは利用について、会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者が関与した場合</p> <p>(6) 当行が第 17 条第 3 項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員がこれを行わなかった場合（当行が協力を求めた内容が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを除きます。）</p> <p>3 会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、本人会員に対しカード情報の他人による利用または偽造カードの利用に起因して当行に生じた損害であって本条第 1 項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。</p>
<p>第 19 条（暗証番号が使用された場合の本人会員の責任）</p> <p>3 第 1 項に規定する場合であって、会員が、その暗証番号を他人に伝えまたは故意もしくは重大な過失に</p>	<p>第 19 条（暗証番号が使用された場合の本人会員の責任）</p> <p>3 本条第 1 項に規定する場合であって、会員が、その暗証番号を他人に伝えまたは故意もしくは重大な過失</p>

<p>よりその暗証番号を他人が知ることができる状態においていたときには、当行は、本人会員に対し、他人が暗証番号を使用してカードを利用したこと起因して当行に生じた損害であって第 1 項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>よりその暗証番号を他人が知ることができる状態においていたときには、当行は、本人会員に対し、他人が暗証番号を使用してカードを利用したこと起因して当行に生じた損害であって本条第 1 項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。</p>
<p>第 20 条（クレジットカード本人認証サービスが利用された場合の本人会員の責任）</p> <p>1 カード情報の利用にあたり、<u>当行に登録された ID およびパスワードを用いる方法により</u>クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。</p> <p>2 <u>前項の規定は、会員が、クレジットカード本人認証サービス用の ID およびパスワード（以下本条において「ID 等」といいます。）につき、善良なる管理者の注意をもって管理している場合には適用されないものとします。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>3 会員が ID 等を他人に伝えもしくは使用させ、または故意もしくは重大な過失により ID 等を他人が使用することができる状態においたことによりカード情報の利用にあたり ID 等が他人に使用されたときには、<u>当行または三菱 UFJ ニコス</u>は、本人会員に対し、他人がカード情報を利用したこと起因して当行または三菱 UFJ ニコスに生じた損害であって第 1 項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>第 20 条（クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任）</p> <p>1 カード情報の利用にあたり、クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第 18 条（カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任）第 1 項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。</p> <p>2 会員は、クレジットカード本人認証サービス用の ID およびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報（以下本条において「ID 等」といいます。）につき、善良なる管理者の注意をもって選択（ただし、ワンタイムパスワードを除きます。）、使用および管理しなければなりません。</p> <p>3 会員が前項に定める善良なる管理者の注意義務を尽くしている場合には、本条第 1 項の規定は適用されないものとします。</p> <p>4 会員が ID 等を他人に伝えもしくは使用させ、または故意もしくは重大な過失により ID 等を他人が使用することができる状態においたことによりカード情報の利用にあたり ID 等が他人に使用されたときには、当行は、本人会員に対し、他人がカード情報を利用したこと起因して当行に生じた損害であって本条第 1 項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。</p>
<p>第 21 条（第三者へのカード情報の登録と管理）</p> <p>1 第 13 条の規定にかかわらず、会員は、以下の各号が充足されることその他本規約の定めに従うことを条件として、ネットショッピング事業者またはコード決済事業者その他の第三者が設置したサーバーにカード情報の全部または一部を登録することができるものとします。</p> <p>(1) 当該第三者の提供するサービスを利用するために必要であること。</p> <p>(2) 登録サーバーが、当該サーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限を確認する合理的手段を定めているものであること。</p> <p>2 前項の場合、会員は、ネットショッピングサイトの ID およびパスワードなど、当該サーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限があることを確認する手段（以下本条において「アクセス権限確認手段」といいます。）につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。</p> <p>3 <u>会員がアクセス権限確認手段を他人に伝えもしくは使用させ、または故意もしくは重大な過失によりアクセス権限確認手段を他人が使用することができる状態においたことにより、当該アクセス権限確認手段が使用されて、当該サーバーに登録されたカード情報が利用された場合には、当行は、これにつき、当行との関係では会員によりカード等が利用されたものとみなします。</u></p>	<p>第 21 条（第三者へのカード情報の登録と管理）</p> <p>1 第 13 条（カード等の管理）の規定にかかわらず、会員は、以下の各号が充足されることその他本規約の定めに従うことを条件として、ネットショッピング事業者またはコード決済事業者その他の第三者が設置したサーバーにカード情報の全部または一部を登録することができるものとします。</p> <p>(1) 当該第三者の提供するサービスを利用するために必要であること。</p> <p>(2) カード情報を登録しようとするサーバーが、当該サーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限を確認する合理的手段を定めているものであること。</p> <p>2 前項の場合、会員は、ネットショッピングサイトの ID およびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限があることを確認する手段（以下本条において「アクセス権限確認手段」といいます。）につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。</p> <p>3（削除）</p>
<p>第 23 条（届出事項変更時の届出義務等）</p>	<p>第 23 条（届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等）</p>

<p>1 本人会員は、<u>両社</u>に申告または届け出た事項のうち次の各号（以下「届出事項」といいます。）のいずれかに誤りまたは変更があったときには、遅滞なく、<u>両社</u>所定の方法によりその旨およびその内容を届け出るものとします。</p> <p>2 前項の届出が遅滞し、これにより、<u>当行</u>または<u>三菱 UFJ ニコス</u>もしくは<u>両社</u>の会員に対する通知（電磁的記録による場合を含みます。以下本項において同じ。）もしくは書類その他の送付物が延着または到着しなかった場合には、<u>当行</u>または<u>三菱 UFJ ニコス</u>は、当該通知または送付物が、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなすことができるものとします。ただし、前項の届出を行わなかったことにつき客観的にやむを得ない事由がある場合にはこの限りではありません。</p>	<p>1 本人会員は、当行に申告または届け出た事項のうち次の各号（以下「届出事項」といいます。）のいずれかに誤りまたは変更があったときには、遅滞なく、当行所定の方法によりその旨およびその内容を届け出るものとします。</p> <p>2 前項の届出が遅滞し、これにより、当行の会員に対する通知（電磁的記録による場合を含みます。以下本項において同じ。）もしくは書類その他の送付物が延着または到着しなかった場合には、<u>当行</u>は、当該通知または送付物が、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなすことができるものとします。ただし、前項の届出を行わなかったことにつき客観的にやむを得ない事由がある場合にはこの限りではありません。</p> <p>3 当行は、入会時および入会后定期的にまたは必要に応じ、本人会員に対して、本人会員の国籍、在留資格および在留期間の届出を求めることがあり、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。</p> <p>4 当行は前項の届出内容につき確認の必要があると認めるときには、本人会員に対して、本人会員の在留カード（有効かつ現在の住居地が記載されたものに限り。）の提示または本人会員の在留資格および在留期間を証する文書の提出を求めることがあり、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。</p>
<p>第 24 条（みなし届出）</p> <p>1 本人会員と<u>当行</u>または<u>三菱 UFJ ニコス</u>との間で複数のカード会員契約またはカード会員契約以外の契約がある場合において、本人会員が、届出事項の変更を本人会員と<u>当行</u>または<u>三菱 UFJ ニコス</u>との間のいずれかの契約について届け出た場合には、<u>当行</u>または<u>三菱 UFJ ニコス</u>は、本人会員と<u>当行</u>または<u>三菱 UFJ ニコス</u>との間のすべての契約との関係でこれを届け出たものとみなすことができるものとします。</p> <p>2 <u>当行</u>または<u>三菱 UFJ ニコス</u>は、適法かつ適正な方法により取得した情報に基づき届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、本人会員からの届出を待つことなく当該変更内容に係る届出があったものとして取り扱うことができるものとします。ただし、<u>当行</u>または<u>三菱 UFJ ニコス</u>は届出事項の変更につき会員のために調査をする義務は負いません。</p>	<p>第 24 条（みなし届出）</p> <p>1 本人会員と<u>当行</u>との間でカード会員契約以外の契約がある場合において、本人会員が、届出事項の変更を本人会員と<u>当行</u>との間のいずれかの契約について届け出た場合には、<u>当行</u>は、本人会員と<u>当行</u>との間のすべての契約との関係でこれを届け出たものとみなすことができるものとします。</p> <p>2 <u>当行</u>は、適法かつ適正な方法により取得した情報に基づき届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、本人会員からの届出を待つことなく当該変更内容に係る届出があったものとして取り扱うことができるものとします。ただし、<u>当行</u>は届出事項の変更につき会員のために調査をする義務は負いません。</p>
<p>第 25 条（年収および職業等の申告）</p> <p>1 本人会員は、割賦取引利用可能枠が定められている場合であって、その年間の収入の額または種類が変動したときには、遅滞なくこれを<u>両社</u>に申告するものとします。</p>	<p>第 25 条（年収および職業等の申告）</p> <p>1 本人会員は、割賦取引利用可能枠が定められている場合であって、その年間の収入の額または種類が変動したときには、遅滞なくこれを当行に申告するものとします。</p>
<p>第 26 条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）</p> <p>2 本人会員は、<u>両社</u>に対して申告した本契約に基づく取引に係る取引の目的を変更する場合には、あらかじめ<u>両社</u>に対し、<u>当行</u>所定の方法で申告するものとします。</p> <p>4 会員によるショッピング、キャッシングサービスの利用につき、その利用金額、頻度、利用の場所その他利用の内容または態様が、本人会員が<u>当行</u>または<u>三菱 UFJ ニコス</u>に申告した職業、取引の目的、年収その他事項に照らし不自然である場合には、<u>当行</u>または<u>三菱 UFJ ニコス</u>は、本人会員に対し、取引の目的、支払原資その他関連事項につき説明または資料の提出を求めことができ、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。</p>	<p>第 26 条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）</p> <p>2 本人会員は、当行に対して申告した本契約に基づく取引に係る取引の目的を変更する場合には、あらかじめ当行に対し、<u>当行</u>所定の方法で申告するものとします。</p> <p>4 会員によるショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用につき、その利用金額、頻度、利用の場所その他利用の内容または態様が、本人会員が<u>当行</u>に申告した職業、取引の目的、年収その他事項に照らし不自然である場合には、<u>当行</u>は、本人会員に対し、取引の目的、支払原資その他関連事項につき説明または資料の提出を求めことができ、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。</p>

<p>第 27 条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）</p> <p>1 本人会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。</p> <p>(2) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する<u>国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法に基づき国際テロリストとして公告された者その他テロリストまたはテロリスト団体との間で取引を行うこと。</u></p> <p>3 当行または三菱 UFJ ニコス は、第 1 項または第 2 項の違反の有無を確認するため必要があると認めるときには、会員に対し、説明または資料の提出を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。</p>	<p>第 27 条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）</p> <p>1 本人会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。</p> <p>(2) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者その他これらに類する者（団体を含みます。）との間で取引を行うこと。</p> <p>3 当行は、本条第 1 項または第 2 項の違反の有無を確認するため必要があると認めるときには、会員に対し、説明または資料の提出を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。</p>
<p>第 28 条（WEB サービス等への登録）</p> <p>1 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。）は、本契約の申込にあたりまたは本契約成立後遅滞なく、<u>両社</u>が別に定めるところに従い、WEB サービスおよび WEB 明細に登録するために必要となる手続きをとるよう努めるものとします。</p>	<p>第 28 条（WEB サービス等への登録）</p> <p>1 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。）は、本契約の申込にあたりまたは本契約成立後遅滞なく、当行が別に定めるところに従い、WEB サービスおよび WEB 明細に登録するために必要となる手続きをとるよう努めるものとします。</p>
<p>第 29 条（WEB サービスおよび WEB 明細の利用に関する事項）</p> <p>1 本人会員は、<u>両社</u>が別に定めるところに従い WEB サービスの登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。</p> <p>3 本人会員は、WEB サービスまたは WEB 明細の利用のために必要となる ID およびパスワード（以下本条において「ID 等」といいます。）につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって管理をするものとします。</p> <p>4 WEB サービスまたは WEB 明細を提供するために開設された<u>両社</u>所定のウェブサイトにおいて ID 等が利用された場合には、<u>両社</u>は、当該 ID 等に係る本人会員により WEB サービスまたは WEB 明細が利用されたものとみなすことができるものとします。また、他人が ID 等を利用したことにより本人会員に生じた損害、損失その他の不利益について、<u>両社</u>は、<u>両社</u>に故意または重大な過失がある場合を除き、<u>一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>5 本人会員は、WEB サービスまたは WEB 明細の利用時間、利用手続その他利用に関する事項については、当行または三菱 UFJ ニコス ウェブサイトに掲出されたところに従うものとします。</p> <p>7 WEB サービスもしくは WEB 明細のサービス内容または利用方法その他関連事項につき、当行または三菱 UFJ ニコスは、そのときどきの必要に応じて追加し、変更または廃止することができるものとします。</p>	<p>第 29 条（WEB サービスおよび WEB 明細の利用に関する事項）</p> <p>1 会員は、当行が別に定めるところに従い WEB サービスの登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEB サービスのうち一部の機能を利用することができません。</p> <p>3 会員は、WEB サービスまたは WEB 明細の利用のために必要となる ID およびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報（以下本条において「ID 等」といいます。）につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって選択、使用および管理するものとします。</p> <p>4 WEB サービスまたは WEB 明細を提供するために開設された当行所定のウェブサイトにおいて ID 等が利用された場合には、当行は、当該 ID 等に係る会員により WEB サービスまたは WEB 明細が利用されたものとみなすことができるものとします。</p> <p>5 会員は、WEB サービスまたは WEB 明細の利用時間、利用手続その他利用に関する事項については、当行ウェブサイトに掲出されたところに従うものとします。</p> <p>7 WEB サービスもしくは WEB 明細のサービス内容または利用方法その他関連事項につき、当行は、そのときどきの必要に応じて追加し、変更または廃止することができるものとします。</p>
<p>第 30 条（クレジットカード事務の委託）</p> <p>1 当行は、本規約に基づくクレジットカードに関する事務（与信事務（与信判断事務を除きます。））、代金決済事務、およびこれらに付随する事務等を三菱 UFJ ニコス または滋賀 DC カードに委託します。本人会員は三菱 UFJ ニコス および滋賀 DC カードが当行より受託して本規約に基づくクレジットに</p>	<p>(削除)</p>

<p>関する事務を行うことに同意するものとします。</p> <p>2 クレジットカードに関する事務の委託にともない、三菱 UFJ ニコスまたは滋賀 DC カードが当行にかわって本人会員に対し連絡する場合があります。</p>	
<p>第 32 条（家族会員）</p> <p>1 本人会員は、以下の各号の要件をすべて満たす者であって本人会員がその者によるカード等の利用を許諾しようとする者を指定し、<u>両社</u>に対し<u>両社</u>所定の方法で、家族会員とすることの承認を求めることができます。この場合、本人会員は、利用許諾の範囲または内容を限定することはできないものとします。</p> <p>(1) 本人会員の家族（<u>両社</u>所定の範囲の者に限ります。）であること。</p> <p>(3) 前各号に定めるほか、<u>両社</u>所定の要件を満たす者であること。</p> <p>2 <u>両社</u>が前項の指定を承認したときには、当該家族会員は、当該家族会員に係る家族カード等を用いて、本人会員と同様に、ショッピングまたはショッピングおよびキャッシングサービスを利用することができるものとします。本人会員は、当行との関係で、家族会員の利用の範囲または利用できる金額を限定することはできないものとします。</p> <p>5 <u>両社</u>が第 1 項の指定を承認した後、家族会員が第 1 項の要件を欠いていることが判明したまたは欠くに至った場合であっても、この事実のみによっては家族会員としての地位を喪失しないものとします。</p>	<p>第 30 条（家族会員）</p> <p>1 本人会員は、以下の各号の要件をすべて満たす者であって本人会員がその者によるカード等の利用を許諾しようとする者を指定し、当行に対し当行所定の方法で、家族会員とすることの承認を求めることができます。この場合、本人会員は、利用許諾の範囲または内容を限定することはできないものとします。</p> <p>(1)本人会員の家族（当行所定の範囲の者に限ります。）であること。</p> <p>(3)前各号に定めるほか、当行所定の要件を満たす者であること。</p> <p>2 当行が前項の指定を承認したときには、当該家族会員は、当該家族会員に係る家族カード等を用いて、本人会員と同様に、ショッピングまたはショッピングおよびキャッシングサービスを利用することができるものとします。本人会員は、当行との関係で、家族会員の利用の範囲または利用できる金額を限定することはできないものとします。</p> <p>5 当行が本条第 1 項の指定を承認した後、家族会員が第 1 項の要件を欠いていることが判明したまたは欠くに至った場合であっても、この事実のみによっては家族会員としての地位を喪失しないものとします。</p>
<p>第 33 条（家族会員がある場合の本人会員の責任）</p> <p>2 本人会員は、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対し本規約および適用のある特約を遵守させなければなりません。本人会員は、家族会員が本規約または特約を遵守しなかったことにより生じた当行または三菱 UFJ ニコスの損害を賠償するものとします。</p>	<p>第 31 条（家族会員がある場合の本人会員の責任）</p> <p>2 本人会員は、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対し本規約および適用のある特約の内容を周知し、かつこれらを遵守させなければなりません。本人会員は、家族会員が本規約または特約を遵守しなかったことにより生じた当行の損害を賠償するものとします。</p>
<p>第 34 条（家族会員によるカード利用内容の本人会員への通知）</p> <p>家族会員が家族カード等を利用したときには、当行は、ご利用代金明細の提供その他の方法により、その利用日、利用内容、利用金額その他これに関連する事項であって当行が別に定めるものを、当該利用に係るカード等利用代金等の約定支払日のうち最初に到来するものに先立って本人会員に対し通知または容易に知りうる状態に置くものとします。</p>	<p>第 32 条（家族会員によるカード利用内容の本人会員への通知）</p> <p>家族会員が家族カード等を利用したときには、当行は、ご利用明細の提供その他の方法により、その利用日、利用内容、利用金額その他これに関連する事項であって当行が別に定めるものを、当該利用に係るカード等利用代金等の約定支払日のうち最初に到来するものに先立って本人会員に対し通知または容易に知りうる状態に置くものとします。</p>
<p>第 35 条（家族会員の指定の撤回）</p> <p>1 本人会員が家族会員の指定を撤回する場合には、<u>両社</u>所定の方法により<u>両社</u>に対してその旨を通知しなければなりません。</p> <p>2 家族会員の指定の撤回は、撤回の通知が<u>両社</u>に到達し、<u>両社</u>所定の事務処理が完了した時点から将来に向かってのみ効力を有するものとします。</p>	<p>第 33 条（家族会員の指定の撤回）</p> <p>1 本人会員が家族会員の指定を撤回する場合には、当行所定の方法により当行に対してその旨を通知しなければなりません。</p> <p>2 家族会員の指定の撤回は、撤回の通知が当行に到達し、当行所定の事務処理が完了した時点から将来に向かってのみ効力を有するものとします。</p>
<p>第 36 条（家族会員の死亡と届出）</p> <p>家族会員が死亡したときには、本人会員は、遅滞なく、<u>両社</u>所定の方法により当行または三菱 UFJ ニコスに対してその旨を届け出るものとします。</p>	<p>第 34 条（家族会員の死亡と届出）</p> <p>家族会員が死亡したときには、本人会員は、遅滞なく、当行所定の方法により当行に対してその旨を届け出るものとします。</p>
<p>第 37 条（<u>両社</u>による家族会員の承認の取消し）</p> <p>以下の各号のいずれかの事由がある場合には、<u>両社</u>は、第 32 条第 2 項に定める承認を将来に向かって取消することができるものとします。</p>	<p>第 35 条（当行による家族会員の承認の撤回）</p> <p>以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、第 30 条（家族会員）第 2 項に定める承認を将来に向かって撤回することができるものとします。</p>

<p>第 38 条（家族会員の指定の撤回等の場合における本人会員の義務）</p> <p>1 本人会員が家族会員の指定を撤回し、<u>両社</u>が第 32 条第 2 項の承認を<u>取消</u>または家族会員が死亡したとき（以下本条において、これらを総称して「家族会員の指定の撤回等」といいます。）には、本人会員は、ただちに、当該家族会員に係るすべての家族カードおよび子カードを回収のうえ、当該カードの磁気ストライプおよび IC チップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当行または三菱 UFJ ニコスが特に必要と認めるときには、当行または三菱 UFJ ニコスは、本人会員に対し、当該家族会員に係る家族カードまたは子カードの返却を求めることができ、本人会員はこれに応ずるものとします。</p>	<p>第 36 条（家族会員の指定の撤回等の場合における本人会員の義務）</p> <p>1 本人会員が家族会員の指定を撤回し、当行が第 30 条（家族会員）第 2 項の承認を<u>撤回</u>または家族会員が死亡したとき（以下本条において、これらを総称して「家族会員の指定の撤回等」といいます。）には、本人会員は、ただちに、当該家族会員に係るすべての家族カードおよび子カードを回収のうえ、当該カード<u>および子カード</u>の磁気ストライプおよび IC チップを切断するなどカード<u>および子カード</u>に記載<u>および記録</u>された情報（カード情報を含みます。）のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当行が特に必要と認めるときには、当行は、本人会員に対し、当該家族会員に係る家族カードまたは子カードの返却を求めことができ、本人会員はこれに応ずるものとします。</p>
<p>第 39 条（クレジット利用可能枠等の設定等）</p> <p>1 当行は、本人会員の入会時に、審査のうえ、そのクレジット利用可能枠を決定するとともに、当該クレジット利用可能枠の範囲で<u>ショッピング</u>利用可能枠を決定し、これらを、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。</p> <p>2 当行は、ショッピング利用可能枠の範囲で、分割払い利用可能枠、およびショッピングのリボルビング払いによる利用可能枠を定めます。</p> <p>3 当行は、第 1 項および第 2 項に定める各利用可能枠とは別に、割賦取引利用可能枠を定め、これを当行所定の方法で本人会員に通知します。割賦取引利用可能枠は、<u>当行が発行するすべてのカード等に共通で適用されるものとします。</u></p> <p>4 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案して、第 1 項から第 3 項のクレジット利用可能枠、<u>ショッピング</u>利用可能枠、分割払い利用可能枠、<u>ショッピング</u>のリボルビング利用可能枠、割賦取引利用可能枠を増額または減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後の利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。</p> <p>5 前項第 1 文の場合において、当行は、本人会員が第 1 項から第 3 項の利用可能枠の増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前の利用可能枠に戻す処置をとるものとします。</p> <p>6 第 1 項、第 2 項および第 3 項に定める利用可能枠が設定されたことにより、当行は、会員に対して信用を供与する義務を負うものではありません。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第 37 条（カード利用可能枠等の設定等）</p> <p>1 当行は、本人会員の入会時に、審査のうえ、そのカード利用可能枠を決定するとともに、当該カード利用可能枠の範囲で分割払い・リボ払い利用可能枠を決定し、これらを、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。</p> <p>（削除）</p> <p>2 当行は、前項に定める各利用可能枠とは別に、割賦取引利用可能枠を定め、これを当行所定の方法で本人会員に通知します。割賦取引利用可能枠は、対象カード等のすべてに共通で適用されるものとします。</p> <p>3 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠、分割払い・リボ払い利用可能枠もしくは割賦取引利用可能枠（以下本条において「各種利用可能枠」といいます。）を増額または減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後の各種利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。</p> <p>4 前項第 1 文の場合において、当行は、本人会員が各種利用可能枠の全部または一部の増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前の各種利用可能枠に戻す処置をとるものとします。</p> <p>5 本条第 1 項または第 2 項に定める利用可能枠が設定されたことにより、当行は、会員に対して信用を供与する義務を負うものではありません。</p> <p>6 本条、第 40 条（割賦取引利用可能枠の範囲内での利用）において「対象カード等」とは、本規約を内容とするカード会員契約に基づき当行が発行するカード等をいいます。</p>
<p>第 40 条（<u>ショッピング</u>利用可能枠の範囲での利用）</p> <p>1 会員は、以下の各号の債務の未決済残高の合計額が、<u>ショッピング</u>利用可能枠を超えることとなる基本サービスおよび付帯サービスの利用は、行ってはならないものとします。</p> <p>(2) キャッシングサービス融資金</p>	<p>第 38 条（カード利用可能枠の範囲での利用）</p> <p>1 会員は、以下の各号の債務の未決済残高の合計額が、カード利用可能枠を超えることとなる基本サービスおよび付帯サービスの利用は、行ってはならないものとします。</p> <p>(2)キャッシングサービスの融資金およびキャッシングサービス手数料</p> <p>(3)年会費</p>

<p>(3) 前各号に掲げるもののほか、本契約に基づきまたは会員がショッピングもしくは付帯サービスを利用したに基づき本人会員が負担する金銭債務</p> <p>2 前項各号の債務の未決済残高の合計額がショッピング利用可能枠を超えることとなった場合、本人会員は、当行の請求により、ただちに、当該超過金額を支払わなければならないものとします。</p>	<p>(4)前各号に掲げるもののほか、本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担する金銭債務 (ただし、ショッピング利用手数料ならびにカードローンの融資金および利息は除きます。)</p> <p>2 前項各号の債務の未決済残高の合計額がカード利用可能枠を超えることとなった場合、本人会員は、当行の請求により、ただちに、当該超過した債務全額を一括して支払わなければならないものとします。</p>
<p>第 41 条 (分割払い利用可能枠およびショッピングのリボルビング利用可能枠の範囲での利用)</p> <p>1 会員は、会員によるショッピングまたは付帯サービスを利用したに基づき本人会員が負担する金銭債務のうち、支払方式が以下の各号のいずれかであるものに係る未決済残高の合計額が、分割払い利用可能枠を超えることとなる支払方式の指定を行ってはならないものとします。</p> <p>(1) 第 57 条第 2 号に定めるボーナス一括払い (2) 第 57 条第 3 号に定める 2 回払い (3) 第 57 条第 4 号に定める分割払い (4) 第 57 条第 5 号に定めるボーナス併用分割払い</p> <p>2 会員は、会員がショッピングまたは付帯サービスを利用したに基づき本人会員が負担する金銭債務のうち支払方式が第 57 条第 6 号に定めるリボルビング払いであるものの利用に係る未決済残高の合計額が、ショッピングのリボルビング利用可能枠を超えることとなる支払方式の指定または変更を行ってはならないものとします。</p> <p>3 締切日の時点において第 1 項または前項に規定する未決済残高の合計額が、それぞれ分割払い利用可能枠またはショッピングのリボルビング利用可能枠を超過することとなった場合、本人会員は、当行の請求により、ただちに、当該超過金額を支払わなければならないものとします。</p>	<p>第 39 条 (分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用)</p> <p>1 会員は、会員がショッピングまたは付帯サービスを利用したに基づき本人会員が負担する金銭債務のうち、支払方式が以下の各号のいずれかであるものに係る未決済残高 (ただし、分割払い・リボ払い利用可能枠超過の判定の目的に限ってはショッピング利用手数料を含まないものとします。) の合計額が、分割払い・リボ払い利用可能枠を超えることとなる支払方式の指定または変更を行ってはならないものとします。</p> <p>(1)第 55 条 (支払方式の種類と内容) 第 4 号に定める分割払い (2)第 55 条第 5 号に定めるボーナス併用分割払い (3)第 55 条第 6 号に定めるリボルビング払い (削除)</p> <p>2 締切日の時点において、前項に規定する未決済残高の合計額が、分割払い・リボ払い利用可能枠を超過することとなった場合、本人会員は、当行の請求により、当該超過した債務全額につき一括して支払うとともに、所定のショッピング利用手数料を支払わなければならないものとします。</p>
<p>第 42 条 (割賦取引利用可能枠の範囲での利用)</p> <p>1 会員は、会員 (本人会員が当行から他の対象カード等の発行を受けている場合であって、当該対象カード等に家族会員があるときには、当該家族会員を含みます。以下本条において同じ。) による、対象カード等によるショッピングまたは対象カード等に係る付帯サービスを利用したに基づき本人会員が負担する金銭債務のうち支払方式が 1 回払いではないものの未決済残高 (ただし、ショッピング利用手数料を除きます。) の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えることとなる支払方式の指定または変更を行ってはならないものとします。</p> <p>2 前項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えるものとなった場合、本人会員は、当行の請求により、ただちに、当該超過した債務全額を当行に対して一括して支払わなければならないものとします。</p> <p>3 本条に定める対象カード等とは、当行が発行するすべてのカード等とします。</p>	<p>第 40 条 (割賦取引利用可能枠の範囲での利用)</p> <p>1 会員は、会員 (本人会員が当行から他の対象カード等の発行を受けている場合であって、当該対象カード等に家族会員があるときには、当該家族会員を含みます。) が、対象カード等によるショッピングまたは対象カード等に係る付帯サービスを利用したに基づき本人会員が負担する金銭債務のうち支払方式が 1 回払いではないものの未決済残高 (ただし、割賦取引利用可能枠超過の判定の目的に限っては、ショッピング利用手数料を含まないものとします。) の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えることとなる支払方式の指定または変更を行ってはならないものとします。</p> <p>2 前項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えるものとなった場合、本人会員は、当行の請求により、当該超過した債務全額を一括して当行に対して支払うとともに、所定のショッピング利用手数料を支払わなければならないものとします。</p> <p>3 本条第 1 項に定める「対象カード等」とは、第 37 条 (カード利用可能枠等の設定等) 第 6 項に定める対象カード等をいいます。</p>

<p>第 43 条（キャッシングサービス利用可能枠の設定等）</p> <p>1 当行は、本人会員からの申込により、審査のうえ、第 39 条第 1 項に定めるショッピング利用可能枠の範囲でキャッシングサービス利用可能枠を決定するとともに、当該キャッシング利用可能枠の範囲でキャッシングサービスのりボルピング払いによる利用可能枠を定め、これを当行所定の方法で本人会員に通知します。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案してキャッシングサービス利用可能枠を増額または減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後のキャッシングサービス利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。</p> <p>3 前項第 1 文の場合において、当行は、本人会員がキャッシングサービス利用可能枠を増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前の利用可能枠に戻す処置をとるものとします。</p> <p>4 キャッシングサービス利用可能枠が設定されたことにより、当行は、会員に対して貸付けを行う義務を負うものではありません。</p>	<p>第 41 条（キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の設定等）</p> <p>1 当行は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カード利用可能枠の範囲でキャッシングサービス利用可能枠を決定し、これを当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。</p> <p>2 当行は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カードローン利用可能枠を決定し、これを当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。</p> <p>3 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案してキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠を増減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後のキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。</p> <p>4 前項第 1 文の場合において、当行は、本人会員がキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠を増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前の利用可能枠に戻す処置をとるものとします。</p> <p>5 キャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠が設定されたことにより、当行は、会員に対して貸付けを行う義務を負うものではありません。</p>
<p>第 44 条（キャッシングサービス利用可能枠の範囲での利用）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第 42 条（キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の範囲での利用）</p> <p>2 本人会員は、カードローンの利用に係る融資金の未決済残高が、カードローン利用可能枠を超えることとなるカードローンの利用を行ってはならないものとします。</p>
<p>第 45 条（カード等の利用による立替払いの委託）</p> <p>1 会員が、本規約に定めるところに従い、貸与されたカード等を加盟店において利用したときには、本人会員は、当行に対し、<u>当該カードを利用した会員に代わり、当該利用に係る以下のいずれかの金員の立替払いを当行が行うこと</u>の委託を申し込んだものとします。当該申込は撤回することはできないものとします。</p> <p>2 当行は、前項に定める立替払いの委託の申込を承諾しない場合には、加盟店を通じてこれを会員に通知するものとします。加盟店において所定のショッピング利用の手続が完了しつつ、かかる通知がない場合には、当行は、立替払いの委託の申込を承諾しこれを受託したものとします。</p> <p>3 当行は、第 1 項に定める立替払いの委託の申込を承諾し、立替払いを受託したときには、これにつき、当行所定の時期に行うことができるものとし、かつ、金銭の支払に代え相殺、交互計算その他経済的に金銭の支払と同視し得る方法によって行うことができるものとします。また、<u>両社、当行または三菱 UFJ ニコス</u>がその加盟店との間で、加盟店との支払に係る法律上の原因をどのように定めているかを問わないも</p>	<p>第 43 条（カード等の利用による立替払いの委託）</p> <p>1 会員が、本規約に定めるところに従い、貸与されたカード等を加盟店において利用したときには、本人会員は、当行に対し、当該利用に係る以下のいずれかの金員を当該カード等を利用した会員に代わり当行が立て替えて支払うことの委託を申し込んだものとします。当該申込は、当行所定の手続により申出がなされ当行が承認した場合を除き、撤回することはできないものとします。</p> <p>2 当行は、前項に定める立替払いの委託の申込を承諾しない場合には、加盟店を通じてこれを会員に通知するものとします。加盟店において所定のショッピング利用の手続が完了しつつ、かかる通知がない場合には、当行は、立替払いの委託の申込を承諾しこれを受託したものとします。ただし、その効力は、加盟店から、本条第 1 項各号に係る金員の支払請求を当行が受けたことを条件として発生するものとし、その効力発生時期は当該支払請求を当行が受領した時点とします。</p> <p>3 当行は、本条第 1 項に定める立替払いの委託の申込を承諾し、立替払いを受託したときには、これにつき、当行所定の時期に行うことができるものとし、かつ、金銭の支払に代え相殺、交互計算その他経済的に金銭の支払と同視し得る方法によって行うことができるものとします。また、当行がその加盟店との間で、加盟店との支払に係る法律上の原因をどのように定めているかを問わないものとします。</p> <p>4 本条第 1 項に定める立替払いの委託に基づく支払につき、当行は、当行または国際ブランド会社と提携す</p>

<p>のとします。</p> <p>4 第 1 項に定める立替払いの委託に基づく支払につき、当行は、当行または国際ブランドと提携するカード会社、金融機関その他事業者が、直接または間接にその加盟店に対して行うことで、当行の支払に代えることができるものとします。前項の規定は、この場合に準用します。</p> <p>6 三菱 UFJ ニコスが当行に代って支払をすることができるものとし、三菱 UFJ ニコスが支払をする場合はショッピングおよび支払に関する規定については当行を三菱 UFJ ニコスと読み替えるものとします。</p>	<p>るカード会社、金融機関その他事業者が、直接または間接にその加盟店に対して行うことで、当行の支払に代えることができるものとします。前項の規定は、この場合に準用します。</p> <p>(削除)</p>						
<p>第 46 条 (加盟店)</p> <p>加盟店は、会員が貸与されたカードに係る国際ブランドに応じ、以下の表の該当欄に○印が記載されているものとします。</p> <table border="1" data-bbox="73 443 779 619"> <thead> <tr> <th>店舗種別 カード種別</th> <th>三菱UFJニコス加盟店 (含提携先)</th> <th>Visaブランド加盟店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Visa</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	店舗種別 カード種別	三菱UFJニコス加盟店 (含提携先)	Visaブランド加盟店	Visa	○	○	<p>第 44 条 (加盟店)</p> <p>加盟店は、以下の各号のものとします。</p> <p>(1) 当行または当行提携先加盟店</p> <p>(2) Visa 加盟店</p>
店舗種別 カード種別	三菱UFJニコス加盟店 (含提携先)	Visaブランド加盟店					
Visa	○	○					
<p>第 47 条 (ショッピングの利用方法)</p> <p>1 会員がショッピングを利用するには、加盟店に対してカードを提示し、ショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式および支払回数を確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力またはこれに代えて所定の売上票もしくは電磁的記録による売上票に署名を入力するための端末に署名をしなければならないものとします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、以下の要件をすべて満たすときには、会員は、暗証番号の入力を行わず、かつ署名をせずにカードを利用することができるものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 当行所定の加盟店 (加盟店が百貨店、総合スーパーマーケットなど各種商品小売業または各種商品卸売業に該当する場合にあっては当行所定の売場) におけるショッピングの利用であること。</p> <p>(2) ショッピング利用代金の額が、当行所定の金額の範囲であること。</p> <p>(3) ショッピングの利用により購入する商品もしくは権利または提供を受ける役務が、当行所定の範囲のものであること</p>	<p>第 45 条 (ショッピングの利用方法)</p> <p>1 会員がショッピングを利用するには、加盟店に対してカードを提示し、ショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式および支払回数を確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力するものとします。ただし、加盟店が指定する場合には、暗証番号の入力に代えて所定の売上票または電磁的記録による売上票に署名を入力するための端末に署名をするなど、加盟店が指定する他の方法によるものとします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、ショッピングの利用により購入する商品もしくは権利または提供を受ける役務が、当行所定の範囲のものであり、かつ、ショッピング利用代金の額が当行所定の金額の範囲である場合であって、以下のいずれかに該当するときは、会員は、暗証番号の入力を行わずにカードを利用することができるものとします。</p> <p>(1) 非接触決済の方法による利用であること。</p> <p>(2) 第 1 号の場合を除き、当行所定の加盟店 (加盟店が百貨店、総合スーパーマーケットなど各種商品小売業または各種商品卸売業に該当する場合にあっては当行所定の売場) におけるショッピングの利用であること。</p>						
<p>第 50 条 (継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則)</p> <p>第 47 条および第 48 条の規定にかかわらず、当行または三菱 UFJ ニコスが適当と認める場合には、会員は、継続課金取引により発生する代金または対価につき、カード情報をあらかじめ当該継続課金取引に係る加盟店に登録することにより、当該継続課金取引につきショッピングを利用することができます。この場合、当該加盟店が当該継続課金取引により発生する代金または対価を当行に請求した時点で、カード等</p>	<p>第 48 条 (継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則)</p> <p>第 45 条 (ショッピングの利用方法) および第 46 条 (通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法) の規定にかかわらず、当行が適当と認める場合には、会員は、継続課金取引により発生する代金または対価につき、カード情報をあらかじめ当該継続課金取引に係る加盟店に登録することにより、当該継続課金取引につきショッピングを利用することができます。この場合、当該加盟店が当該継続課金取引により発生する代金ま</p>						

<p>を利用したものとみなします。</p>	<p>たは対価を当行に請求した時点で、カード等を利用したものとみなします。</p>
<p>第 51 条（継続課金取引の終了等）</p> <p>1 会員が、第 50 条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、当該継続課金取引を終了したまたは当該継続課金取引により発生する代金または対価につき登録されたカード情報によるショッピングを行わないこととするときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、必要な手続をとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定める手続を完了するまでは、第 50 条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。</p> <p>2 会員が、第 50 条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、どのような事由であっても当該カードに係る会員資格を喪失したときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除の手続をとらなければならないものとします。当該カード情報が削除されるまでの間は、会員資格を喪失した場合であっても、第 50 条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。</p>	<p>第 49 条（継続課金取引の終了等）</p> <p>1 会員が、第 48 条（継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則）に定めるカード情報の登録を行った場合であって、当該継続課金取引を終了したまたは当該継続課金取引により発生する代金もしくは対価につき登録されたカード情報によるショッピングを行わないこととするときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除その他の必要な手続をとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定める手続を完了するまでは、第 48 条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。</p> <p>2 会員が、第 48 条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、どのような事由であっても当該カードに係る会員資格を喪失したときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除の手続をとらなければならないものとします。この場合、当該カード情報が削除されるまでの間は、会員資格を喪失した場合であっても、第 48 条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。</p>
<p>第 52 条（ショッピング利用時の本人確認等）</p> <p>1 ショッピングの利用にあたり、当行もしくは三菱 UFJ ニコスまたは加盟店は、会員に対し、運転免許証その他の本人確認書類の提示を求め、または電話による本人確認その他カード等の不正利用を防止するために必要な確認を行う場合があります。この場合、会員は、当該確認に応ずるものとします。</p> <p>2 当行または三菱 UFJ ニコスは、カード等の不正利用を防止するため必要がある場合には、加盟店に対し、会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他両社に届け出た会員の個人情報を提供し、加盟店が、これを、当該ショッピングを利用しようとする者が当該加盟店に申告または届け出た情報と照合することがあり、会員は、これにあらかじめ同意します。</p> <p>3 第 1 項の場合において、加盟店は、当行または三菱 UFJ ニコスに対し、カード等の不正利用を防止するため、当該ショッピング利用に係る売買等（商品の送付先または役務の提供先の所在地および氏名もしくは名称を含みます。）または当該カード等利用者に関する情報（過去における当該加盟店での売買等取引の有無、回数、時期その他当該売買に関する事実を含みます。）を提供することができるものとし、会員はあらかじめこれに同意します。</p>	<p>第 50 条（ショッピング利用時の本人確認等）</p> <p>1 ショッピングの利用にあたり、当行または加盟店は、会員に対し、運転免許証その他の本人確認書類の提示を求め、または電話による本人確認その他カード等の不正利用を防止するために必要な確認を行う場合があります。この場合、会員は、当該確認に応ずるものとします。</p> <p>2 当行は、カード等の不正利用を防止するため必要がある場合には、加盟店に対し、会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他当行に届け出た会員の個人情報を提供し、加盟店が、これを、当該ショッピングを利用しようとする者が当該加盟店に申告または届け出た情報と照合することがあり、会員は、これにあらかじめ同意します。</p> <p>3 本条第 1 項の場合において、加盟店は、当行に対し、カード等の不正利用を防止するため、当該ショッピング利用に係る売買等（商品の送付先または役務の提供先の所在地および氏名もしくは名称を含みます。）または当該カード等の利用者に関する情報（過去における当該加盟店での売買等取引の有無、回数、時期その他当該売買に関する事実を含みます。）を提供することができるものとし、会員はあらかじめこれに同意します。</p>
<p>第 53 条（ショッピング利用に係る禁止行為等）</p> <p>1 会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとします。 <u>（新設）</u></p> <p>(2) <u>いわゆるショッピング枠の現金化など、換金を目的とした商品もしくは権利の購入または役務提供の受領に係るもの</u></p> <p>(3) <u>加盟店所在地またはカード利用時点における会員の所在地のいずれかにおいて法定通貨として定められ流通している紙幣または貨幣（ただし、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きま</u></p>	<p>第 51 条（ショッピング利用に係る禁止行為等）</p> <p>1 会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとします。</p> <p>(2)加盟店または加盟店があっせんする第三者が商品を買受けることを前提とする商品の購入のためのもの</p> <p>(3)前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、換金を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの</p> <p>(4)加盟店所在地またはカード利用時点における会員の所在地のいずれかにおいておける法定通貨（ただし、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。）の購入のためのもの</p>

<p>す。)の購入のためのもの (新設)</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、資金調達を目的とするもの</p> <p>(6) 価格が乱高下するなど投機性が高い商品もしくは権利その他これに類するものの購入または役務提供の受領に係るもの</p> <p>(7) 不当にポイント、マイルなどカード利用による特典（付帯サービスの提供によるものを含みます。）を得ることとなるもの</p> <p>3 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、ショッピングの利用が制限されまたはショッピングの利用ができない場合があります。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか当行または三菱 UFJ ニコスが定め当行または三菱 UFJ ニコスのウェブサイトで公表しているものもしくは加盟店が定めるものの購入または受領</p>	<p>(5)暗号資産の購入のためのもの</p> <p>(6)前各号に掲げるもののほか、資金調達を目的としまたはその手段として行われるもの</p> <p>(8)価格が乱高下するなど投機性が高い商品、権利もしくは価値その他これに類するものの購入、役務提供の受領または調達のためのもの</p> <p>(9)不正にまたは著しく不当にポイント、マイルなどカード利用による特典（付帯サービスの提供によるものを含みます。）を得ることとなるもの</p> <p>3 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、ショッピングの利用が制限されまたはショッピングの利用ができない場合があります。</p> <p>(3)前各号に掲げるもののほか当行が定め当行または三菱 UFJ ニコスウェブサイトで公表しているものもしくは加盟店が定めるものの購入または受領</p>
<p>第 54 条（海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング利用代金等）</p> <p>2 前項第 1 号の外貨の邦貨への換算は、会員が利用したカード等に係る国際ブランド会社における売上処理を行った時点における銀行間外国為替レートのうち、当該国際ブランド会社が選択したレートによるものに所定の手数料を加算したレートとします。</p> <p>3 第 1 項第 2 号に定める当行所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料は、邦貨建利用金額に所定の割合を乗じた金額とします。</p> <p>4 第 1 項の海外アクワイアラー加盟店とは、以下の各号のいずれかの者と加盟店契約を締結している者をいいます。</p>	<p>第 54 条（海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング利用代金等）</p> <p>2 本条第 1 項第 1 号の外貨の邦貨への換算は、会員が利用したカード等に係る国際ブランド会社における売上処理を行った時点における銀行間外国為替レートのうち、当該国際ブランド会社が選択したレートによるものに所定の手数料を加算したレートとします。</p> <p>3 本条第 1 項第 2 号に定める当行所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料は、邦貨建利用金額に所定の割合を乗じた金額とします。</p> <p>4 本条第 1 項の海外アクワイアラー加盟店とは、以下の各号のいずれかの者と加盟店契約を締結している者をいいます。</p>
<p>第 57 条（支払方式の種類と内容）</p> <p>ショッピング利用代金の支払いは、以下のいずれかの方式によるものとします。<u>ただし、2023 年 4 月 1 日以降に新たにショッピングを利用する場合のショッピング利用代金の支払いは、第 1 号から第 4 号または第 6 号のいずれかによるものとし、第 5 号に定めるボーナス併用分割払いを支払方式とすることはできないものとします。</u></p> <p>(5)ボーナス併用分割払い</p> <p>カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日を第 1 回として、それ以降毎月の約定支払日に指定された支払回数に達するまで、当該ショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額を分割して支払う方式であって、当該合計額から、ボーナス月に加算する額（以下「ボーナス月加算額」といいます。）の合計額を控除した金額を各回均等に分割して支払い、ボーナス月の約定支払日には、これにボーナス月加算額を加算した額を支払う方式をいいます。ボーナス月は、毎年 1 月および 7 月とします。</p>	<p>第 55 条（支払方式の種類と内容）</p> <p>ショッピング利用代金の支払いは、以下のいずれかの方式によるものとします。</p> <p>(5)ボーナス併用分割払い</p> <p>カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日を第 1 回として、それ以降毎月の約定支払日に指定された支払回数に達するまで、当該ショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額を分割して支払う方式であって、当該合計額から、ボーナス月に加算する額（以下「ボーナス月加算額」といいます。）の合計額を控除した金額を各回均等に分割して支払い、ボーナス月の約定支払日には、これにボーナス月加算額を加算した額を支払う方式をいいます。ボーナス月は、毎年 1 月および 8 月とします。</p>
<p>第 58 条（分割払いおよびボーナス併用分割払いの支払回数ならびにボーナス月加算額）</p> <p>2 第 57 条第 5 号に定めるボーナス月加算額は、以下の条件をすべて満たす金額であって、当行が指定する額とします。</p> <p>(1) ボーナス月加算額の<u>ショッピング利用手数料を除く部分の合計額が、当該支払方式に係るショッピング</u></p>	<p>第 56 条（分割払いおよびボーナス併用分割払いの支払回数ならびにボーナス月加算額）</p> <p>2 第 55 条第 5 号に定めるボーナス月加算額は、以下の条件をすべて満たす金額であって、当行が指定する額とします。</p> <p>(1)ボーナス月加算額の合計額が、当該支払方式に係るショッピング利用代金の概ね 50%相当額であるこ</p>

<p>利用代金の 50%相当額であること。 (新設)</p>	<p>と。 (2)ボーナス月加算額は、1 千円単位で定められた額であること。</p>													
<p>第 59 条 (リボルビング払いの支払額の原則的な算定方法) 第 57 条第 6 号に定めるリボルビング払いは、<u>元金定額方式によるものとし、ショッピングリボ残高全体に対して、5 千円以上 5 千円単位で本人会員があらかじめ指定した金額 (ただし、本人会員が指定しなかった場合には 5 千円) を毎月の支払元金額として支払うものとします。</u></p>	<p>第 57 条 (リボルビング払いの支払額の原則的な算定方法) 第 55 条 (支払方式の種類と内容) 第 6 号に定めるリボルビング払いは、元利型残高スライド方式によるものとし、別表 1 の支払コースのうち一般コースが適用されるものとします。</p>													
<p>第 60 条 (リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更) 1 本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を、以下のとおり変更することができるものとします。 <u>(1) 元金定額方式の約定支払日に支払う元金額を変更すること。</u> <u>(2) 残高スライド方式に変更すること。</u> <u>(3) 残高スライド方式の支払コースを別紙 2 に掲げられたいずれかの支払コースに変更すること。</u> <u>(4) 残高スライド方式に変更された後、元金定額方式に変更すること。</u> <u>(5) 支払方式につき、ボーナス併用リボルビング払いに変更すること。</u> <u>(6) ボーナス併用リボルビング払いの場合、平月における支払元金額もしくは支払額、ボーナス月またはボーナス月加算額を変更すること。</u> <u>(7) ボーナス併用リボルビング払いに変更された後、元金定額方式または残高スライド方式に変更すること。</u></p>	<p>第 58 条 (リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更) 1 本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を、以下のとおり変更することができるものとします。 (1)元利型残高スライド方式に変更またはその支払コースを別表 1 に掲げられたいずれかの支払コースに変更すること。 (2)元金型残高スライド方式に変更またはその支払コースを別表 1 に掲げられたいずれかの支払コースに変更すること。 (3)元利型定額方式に変更またはその支払コースを変更すること。 (4)元金型定額方式に変更またはその支払コースを変更すること。 (5)ボーナス併用リボルビング払いに変更またはその平月における支払額の算定方法、支払額、ボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更すること。</p>													
<p>第 61 条 (支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項) 1 <u>ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を元金定額方式に変更する場合またはこれが元金定額方式である場合に以後その約定支払日に支払う金額を変更するときには、本人会員は、約定支払日に支払う元金額として、上限を 5 万円として、5 千円以上 5 千円単位で指定するものとします。</u> 2 <u>ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を、残高スライド方式に変更する場合または残高スライド方式である場合にその支払コースを変更するときには、本人会員は、別紙 2 に掲げられたいずれかの支払コースのうちから支払コースを選択するものとします。</u> 3 <u>ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更する場合またはそのボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更する場合には、本人会員は、ボーナス月およびボーナス月加算額につき、次に掲げる範囲から指定するものとします。ただし、ボ</u></p>	<p>第 59 条 (支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項) 1 本人会員は、ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を変更する場合には、変更内容に応じ、それぞれ下記の表の選択可能支払コースの欄に記載された支払コースから選択するものとします。</p> <table border="1" data-bbox="1142 933 1993 1348"> <thead> <tr> <th>変更内容</th> <th>選択可能支払コース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元利型残高スライド方式への変更</td> <td rowspan="3">別表1の支払コース</td> </tr> <tr> <td>元利型残高スライド方式の支払コースの変更</td> </tr> <tr> <td>元金型残高スライド方式への変更</td> </tr> <tr> <td>元金型残高スライド方式の支払コースの変更</td> <td rowspan="2">1千円以上10万円以下で1千円単位の金額</td> </tr> <tr> <td>元利型定額方式への変更</td> </tr> <tr> <td>元利型定額方式の支払コースの変更</td> <td rowspan="3">ただし、変更時のショッピングリボ残高に照らし、ショッピング利用手数料のみの支払となる変更はできません。また、お持ちのカードおよび変更を申し出る方法により、変更できる金額の上限が異なる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>元金型定額方式への変更</td> </tr> <tr> <td>元金型定額方式の支払コースの変更</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更する場合またはボーナス併用リボルビング払いのボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更する場合には、本人会員は、ボーナス月およびボーナス月加算額につき、次に掲げる範囲から指定するものとします。ただし、ボ</u></p>	変更内容	選択可能支払コース	元利型残高スライド方式への変更	別表1の支払コース	元利型残高スライド方式の支払コースの変更	元金型残高スライド方式への変更	元金型残高スライド方式の支払コースの変更	1千円以上10万円以下で1千円単位の金額	元利型定額方式への変更	元利型定額方式の支払コースの変更	ただし、変更時のショッピングリボ残高に照らし、ショッピング利用手数料のみの支払となる変更はできません。また、お持ちのカードおよび変更を申し出る方法により、変更できる金額の上限が異なる場合があります。	元金型定額方式への変更	元金型定額方式の支払コースの変更
変更内容	選択可能支払コース													
元利型残高スライド方式への変更	別表1の支払コース													
元利型残高スライド方式の支払コースの変更														
元金型残高スライド方式への変更														
元金型残高スライド方式の支払コースの変更	1千円以上10万円以下で1千円単位の金額													
元利型定額方式への変更														
元利型定額方式の支払コースの変更	ただし、変更時のショッピングリボ残高に照らし、ショッピング利用手数料のみの支払となる変更はできません。また、お持ちのカードおよび変更を申し出る方法により、変更できる金額の上限が異なる場合があります。													
元金型定額方式への変更														
元金型定額方式の支払コースの変更														

<p>ーナ月加算額は、夏期冬期を通じ均一額でなければなりません。</p> <p>4 ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いの場合に、平月における支払額を変更するときには、その時点での平月における支払額の算定方法の別に応じて第 1 項または第 2 項を準用します。</p>	<p>月加算額は、夏期冬期を通じ均一額でなければなりません。</p> <p>3 ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いの場合に、平月における支払額の算定方法またはその支払コースを変更するときには、その時点での平月における支払額の算定方法の別に応じて本条第 1 項を準用します。</p>
<p>第 62 条（支払方式の指定）</p> <p>4 2023 年 4 月 1 日以降、会員がショッピングを利用した場合であって、支払方式としてボーナス併用分割払いを指定したときには、支払方式として分割払いが、支払回数として会員が指定した回数が指定されたものとみなします。</p>	<p>第 60 条（支払方式の指定）</p> <p>(削除)</p>
<p>第 63 条（ショッピングリボ事前登録サービス）</p> <p>会員が当行所定の方法により申し込み、当行が認めることにより、本サービス登録後の日本国内、日本国外すべてにおける加盟店でのショッピング利用代金の支払いを、当行が別途定める条件によりリボルビング払いにすることができます。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 64 条（ショッピングリボ切替サービス）</p> <p>会員が当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、ショッピング利用代金の全部または一部の支払方法を、当行所定の基準により、1 回払い・2 回払い・ボーナス一括払いからリボルビング払いに変更することができます。この場合、当初の利用日にさかのぼり、リボルビング払いが利用されたものとして取り扱います。</p>	<p>第 61 条（指定された支払方式の変更）</p> <p>1 第 60 条（支払方式の指定）により指定された支払方式が、1 回払い（第 60 条第 2 項または第 3 項の規定による場合を含みます。）またはボーナス一括払いである場合、本人会員は、当行所定の日までに当行所定の方法で申し出て、当行の承諾を得ることにより、その支払方式を分割払いまたはリボルビング払いに変更することができます。</p> <p>2 前項の規定により支払方式が変更された場合には、ショッピング利用日に変更された支払方式によるショッピング利用がなされたものとみなします。</p> <p>3 変更の回数その他の事情に照らし当行の事務処理上やむを得ない事由がある場合には、当行は本人会員に通知し、以後、支払方式の変更の申込を制限することができるものとします。この場合、当該本人会員は、当該通知されたところに従わなければならないものとします。</p> <p>4 システム保守のためその他の合理的な理由がある場合には、当行は本条第 1 項に定める申出の受付を停止することができるものとします。</p> <p>5 本条に定める支払方式の変更に関する手続その他の事項は、当行が別に定めるところによるものとします。</p>
<p>第 65 条（手数料率）</p> <p>2 <u>手数料率は、実質年率で定めるものとします。</u></p>	<p>第 62 条（手数料率）</p> <p>2 手数料率は、支払方式が分割払いおよびボーナス併用分割払いであるショッピングの場合には、当該ショッピングの支払方式および支払回数別にショッピング利用代金 100 円あたりの手数料額として定めるものとし、リボルビング払いの場合には、実質年率で定めるものとします。</p>
<p>第 67 条（分割払いのショッピング利用手数料の計算方法）</p> <p>支払方式が分割払いの場合におけるショッピング利用手数料は、次のとおりとします。ただし、利用日から利用日以降最初に到来する締切日まではショッピング利用手数料は生じないものとし、各手数料計算で生じる 1 円未満の端数は切り捨てるものとします。</p> <p>(1) 利用日後最初に到来する締切日翌日から当該締切日後最初に到来する約定支払日まで（本条お</p>	<p>第 64 条（分割払いまたはボーナス併用分割払いのショッピング利用手数料の計算方法）</p> <p>支払方式が分割払いまたはボーナス併用分割払いの場合における、ショッピング利用手数料は、ショッピング利用ごとに計算するものとし、ショッピング利用ごとの手数料の総額は、以下の計算式によって定まるものとします。ただし、1 円未満の端数は切り捨てるものとします。</p> <p>●ショッピング利用代金×100 円あたりの手数料額÷100</p>

<p>よび第 68 条において「初回手数料計算期間」という。) のショッピング利用手数料は以下 <u>下の計算式で定まる金額 ● ショッピング利用代金 × 分割払いのショッピング利用手数料率 × 初回手数料 計算期間の日数 ÷ 365</u></p> <p>(2) 第 1 回約定支払日以降、完済に至るまでの期間は、約定支払日翌日から次回約定支払日までの 期間を手数料計算期間として、各計算期間のショッピング利用手数料として以下の計算式で定まる金額 ● <u>手数料計算期間の起算日である約定支払日翌日における期限未到来のショッピング利用代金 の冒頭残高 × 分割払いのショッピング利用手数料率 ÷ 12</u></p>	
<p>第 72 条 (分割払いおよびリボルビング払いの支払日と支払額)</p> <p>5 リボルビング払いのショッピング利用手数料は、ショッピングリボ残高が完済に至るまで、締切日 翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で 日々定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に 1 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て ます。 ● 所定ショッピングリボ残高 × リボルビング払いのショッピング利用手数料率 ÷ 365</p> <p>6 前項の所定ショッピングリボ残高とは、その日の冒頭のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞し ていないものから、カード利用の日以降最初の締切日が経過していないリボルビング払いに係るシ ョッピング利用代金を減じた金額 (100 円未満切捨て) をいいます。</p> <p>7 リボルビング払いの場合、カード利用の日から、同日以降最初に到来する締切日までは、ショッピ ング利用手数料は生じないものとします。</p>	<p>第 65 条 (リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法)</p> <p>1 リボルビング払いのショッピング利用手数料は、ショッピングリボ残高が完済に至るまで、締切日翌日から翌月 締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額と します。ただし、当該合計額に 1 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。 ● 所定ショッピングリボ残高 × リボルビング払いのショッピング利用手数料率 ÷ 365</p> <p>2 前項の「所定ショッピングリボ残高」とは、その日の最終のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞して いないものから、カード等利用の日以降最初の締切日を経過していないリボルビング払いに係るショッピ ング利用代金を減じた金額 (100 円未満切捨て) をいいます。</p> <p>3 リボルビング払いの場合、カード等利用の日から、同日以降最初に到来する締切日までは、ショッピ ング利用手数料は生じないものとします。</p>
<p>第 69 条 (1 回払いの支払日と支払額)</p> <p>会員が、ショッピングの支払方式として 1 回払いを指定した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利 用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払う ものとします。</p>	<p>第 66 条 (1 回払い)</p> <p>会員が、ショッピングの支払方式として 1 回払いを指定した場合 (第 60 条 (支払方式の指定) 第 2 項ま たは第 3 項の規定による場合を含みます。) には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締 切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払うものとします。</p>
<p>第 70 条 (ボーナス一括払いの支払日と支払額)</p> <p>会員が、ショッピングの支払方式としてボーナス一括払いを指定した場合には、本人会員は、第 57 条第 2 号に定めるところにより、当該ショッピングの利用の日に応じて定まる約定支払日に、当該ショッピング利用代 金全額を支払うものとします。</p>	<p>第 67 条 (ボーナス一括払い)</p> <p>会員が、ショッピングの支払方式として第 60 条 (支払方式の指定) 第 1 項の規定に従いボーナス一括払い を指定した場合には、本人会員は、第 55 条 (支払方式の種類と内容) 第 2 号に定めるところにより、当該 ショッピングの利用の日に応じて定まる約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払うものとします。</p>
<p>第 71 条 (2 回払いの支払日と支払額)</p> <p>1 会員が、ショッピングの支払方式として 2 回払いを指定した場合には、本人会員は、当該ショッピングの 利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金の半額を 支払い、当該約定支払日の後に最初に到来する約定支払日に、残額を支払うものとします。</p>	<p>第 68 条 (2 回払い)</p> <p>1 会員が、ショッピングの支払方式として第 60 条 (支払方式の指定) 第 1 項の規定に従い 2 回払いを指 定した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約 定支払日に、当該ショッピング利用代金の半額を支払い、当該約定支払日の後に最初に到来する約定支 払日に、残額を支払うものとします。</p>
<p>第 72 条 (分割払いおよびリボルビング払いの支払日と支払額)</p> <p>1 分割払いの場合、ショッピング利用代金 (現金価格) に、会員が指定した支払回数に対応した当行 所定の分割払のショッピング利用手数料を加算した金額を各月の約定支払日に分割 (以下「分割支払 金」という。) して支払うものとします。なお、支払総額ならびに月々の分割支払金は、ご利用代金明細</p>	<p>第 69 条 (分割払い)</p> <p>1 会員が、ショッピングの支払方式として第 60 条 (支払方式の指定) 第 1 項の規定に従い分割払いを 指定または第 61 条 (指定された支払方式の変更) の規定に従い支払方式を分割払いに変更した 場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支</p>

<p>記載のとおりとします。</p> <p>2 分割払いのショッピング利用手数料は、元利均等残債方式により、分割払利用残高に対して当行所定の料率を乗じて得られる金額とします。この場合、第 1 回目の分割払いの手数料は、カード利用の日以降直近の締切日の翌日から翌月約定支払日までの日割計算（年 365 日とします。）、第 2 回目以降は支払期日の翌日から翌月約定支払日までを 1 カ月とする月利計算を行うものとします。なお、利用日から初回締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。</p>	<p>払日に以下の計算式で定まる金額を支払い、以後毎月の約定支払日に、会員が第 60 条第 1 項または第 61 条に従い指定した支払回数に達するまで、当該金額を支払うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該ショッピング利用代金全額 ÷ 指定された支払回数 + 当該ショッピング利用代金全額に対するショッピング利用手数料総額 ÷ 指定された支払回数 <p>2 前項の計算により、ショッピング利用代金全額またはこれに対するショッピング利用手数料総額を指定された支払回数で除した金額に 1 円未満の端数が出る場合には、当該端数を切り捨てて各回の支払額を計算したうえで、以下の金額を初回の支払額に加算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該ショッピング利用代金全額 + これに対するショッピング利用手数料総額 - 端数切捨後の各回の支払額 × 支払回数
<p>第 68 条（ボーナス併用分割払いのショッピング利用手数料の計算方法）</p> <p>1 支払方式がボーナス併用分割払いの場合におけるショッピング利用手数料は、毎月支払分とボーナス月加算支払分とに分けて次のとおり計算するものとします。ただし、利用日から利用日以降最初に到来する締切日まではショッピング利用手数料は生じないものとし、各手数料計算で生じる 1 円未満の端数は切り捨てるものとします。</p> <p>(1) 毎月支払分に対応するショッピング利用手数料</p> <p>① 初回手数料計算期間末日までの手数料については、以下の計算式で定まる金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月支払分 × 分割払いのショッピング利用手数料率 × 初回手数料計算期間の日数 ÷ 365 <p>② 初回手数料計算期間の翌日以降、完済に至るまでの期間は、約定支払日の翌日から次回約定支払日までの期間を手数料計算期間として、各手数料計算期間のショッピング利用手数料として以下の計算式で定まる金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 手数料計算期間の起算日である約定支払日翌日における期限未到来の毎月支払分の冒頭残高 × 分割払いのショッピング利用手数料率 ÷ 12 <p>(2) ボーナス月加算支払分に対応するショッピング利用手数料</p> <p>① 初回手数料計算期間の翌日から第 1 回ボーナス月の約定支払日までの手数料については、以下の計算式で定まる金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (ボーナス月加算支払分 × 分割払いのショッピング利用手数料率 × 初回手数料計算期間の日数 ÷ 365) + (ボーナス月加算支払分 × 分割払いのショッピング利用手数料率 × 初回手数料計算期間の翌日の属する月から第 1 回ボーナス月までの月数 ÷ 12) <p>② 第 1 回ボーナス月の約定支払日以降、完済に至るまでの期間は、各ボーナス月の約定支払日翌日から次回ボーナス月約定支払日までの期間を手数料計算期間として、各手数料計算期間のショッピング利用手数料として以下の計算式で定まる金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 手数料計算期間の起算日である各ボーナス月の約定支払日翌日における期限未到来のボーナス月加算支払分の冒頭残高 × 分割払いのショッピング利用手数料率 ÷ 2 <p>2 前項第 1 号②および第 2 号②に定める毎月支払分およびボーナス月加算支払分は、それぞれ、当</p>	<p>第 70 条（ボーナス併用分割払い）</p> <p>1 会員が、ショッピングの支払方式として第 60 条（支払方式の指定）第 1 項の規定に従いボーナス併用分割払いを指定した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日および当該日以降毎月の約定支払日に、会員が第 60 条第 1 項に従い指定した支払回数に達するまで、以下の金額を支払うものとします。</p> <p>(1) 当該約定支払日が平月である場合には、以下の計算式で定まる金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (当該ショッピング利用代金全額 - ボーナス月加算額 × ボーナス月の回数) ÷ 指定された支払回数 + 当該ショッピング利用代金全額に対するショッピング利用手数料総額 ÷ 指定された支払回数 <p>(2) 当該約定支払日がボーナス月である場合には、前号の金額にボーナス月加算額を加算した金額</p> <p>2 前項第 1 号の計算により、各回の支払額に 1 円未満の端数が出る場合には、当該端数を切り捨てて各回の支払額を計算したうえで、以下の金額を初回の支払額に加算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該ショッピング利用代金全額 + これに対するショッピング利用手数料総額 - (端数切捨後の各回の支払額 × 支払回数 + ボーナス月加算額 × ボーナス月の回数)

<p>該ショッピング利用代金の 50%相当額とします。ただし、ボーナス月加算支払分に 1 円未満の端数がある場合には、毎月支払分は当該端数を加算した額とし、ボーナス月加算支払分については、当該端数を切り捨てた額とします。</p> <p>3 第 1 項および第 2 項に定める毎月支払分とは、ショッピング利用代金のうち平月に支払うべき部分およびボーナス月に支払うべき部分のうちボーナス月に加算して支払う部分を除いた部分をいいます。</p>	
<p>(新設)</p>	<p>第 71 条 (リボルビング払い (元利型残高スライド方式) の支払額)</p> <p>1 会員が、ショッピングの支払方式として第 60 条 (支払方式の指定) 第 1 項の規定に従いリボルビング払いを指定または第 61 条 (指定された支払方式の変更) の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元利型残高スライド方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第 57 条 (リボルビング払いの支払額の原則的な算定方法) または第 59 条 (支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項) 第 1 項の規定に従い別表 1 の支払コースのうちから定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額とします。当該金額には第 76 条 (約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料) に定めるショッピング利用手数料が含まれるものとします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第 76 条で定まるショッピング利用手数料の額が前項により決定される金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。</p>
<p>第 72 条 (分割払いおよびリボルビング払いの支払日と支払額)</p> <p>3 リボルビング払いの場合、本人会員が下記の当行所定の方式のうちから選択した支払いコースに基づく元金および手数料支払額の合計額 (以下「弁済金」という。) を翌月から各約定支払日に支払うものとします。</p> <p>(2) 残高スライド方式による支払コースを選択したときは、別紙 2 記載の締切日のショッピングリボ残高に応じた支払いコースの支払額 (当該金額には第 5 項に定めるショッピング利用手数料を含むものとします。)</p>	<p>第 72 条 (リボルビング払い (元金型残高スライド方式) の支払額)</p> <p>会員が、ショッピングの支払方式として第 60 条 (支払方式の指定) 第 1 項の規定に従いリボルビング払いを指定または第 61 条 (指定された支払方式の変更) の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元金型残高スライド方式であるときには、約定支払日において支払う金額は、第 59 条 (支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項) 第 1 項の規定に従い別表 1 の支払コースのうちから定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される支払元金額に、第 76 条 (約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料) に定めるショッピング利用手数料を加算した金額とします。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 73 条 (リボルビング払い (元利型定額方式) の支払額)</p> <p>1 会員が、ショッピングの支払方式として第 60 条 (支払方式の指定) 第 1 項の規定に従いリボルビング払いを指定または第 61 条 (指定された支払方式の変更) の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元利型定額方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第 59 条 (支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項) 第 1 項の規定に基づき定まる支払金額とします。当該金額には第 76 条 (約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料) に定めるショッピング利用手数料が含まれるものとします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第 76 条で定まるショッピング利用手数料の額が前項により決定される金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。</p>
<p>第 72 条 (分割払いおよびリボルビング払いの支払日と支払額)</p> <p>3 リボルビング払いの場合、本人会員が下記の当行所定の方式のうちから選択した支払いコースに基づく元</p>	<p>第 74 条 (リボルビング払い (元金型定額方式) の支払額)</p> <p>会員が、ショッピングの支払方式として第 60 条 (支払方式の指定) 第 1 項の規定に従いリボルビング払</p>

<p>金および手数料支払額の合計額（以下「弁済金」という。）を翌月から各約定支払日に支払うものとします。</p> <p>(1) 元金定額方式による支払コースを選択したときは、別紙 2 記載の支払コースの元金支払額に第 5 項に定める手数料を加算した支払額</p>	<p>いを指定または第 61 条（指定された支払方式の変更）の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元金型定額方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第 59 条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第 1 項の規定に基づき定まる支払金額に、第 76 条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）に定めるショッピング利用手数料を加算した金額とします。</p>
<p>第 72 条（分割払いおよびリボルビング払いの支払日と支払額）</p> <p>4 ボーナス併用リボルビング払いの場合、本人会員が当行所定の方法により申し込み、当行が認めることにより、会員が指定したボーナス月に指定した支払額を加算することができます。この場合はショッピングリボ残高および第 5 項のショッピング利用手数料の返済として、「ボーナス月」の約定支払日に指定した（以下「ボーナス月加算金額」といいます。）を月々の弁済金に加算して支払うものとします。なお、会員が指定できる「ボーナス月」は以下の(1)から(4)までのいずれかとなります。また「ボーナス月加算金額」は会員が、1 万円以上 1 万円単位で指定した金額とします。(1) 1 月および 7 月 (2) 12 月および 7 月 (3) 1 月および 8 月 (4) 12 月および 8 月</p>	<p>第 75 条（ボーナス併用リボルビング払いの支払額）</p> <p>1 会員が、ショッピングの支払方式として第 60 条（支払方式の指定）第 1 項の規定に従いリボルビング払いを指定または第 61 条（指定された支払方式の変更）の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いであるときには、本人会員は、平月の約定支払日には、平月における支払額を支払い、ボーナス月の約定支払日には、当該金額に第 59 条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第 2 項に従い指定されたボーナス月加算額を加算した金額を支払うものとします。</p> <p>2 前項に定める平月における支払額は、ショッピング利用代金の支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更する時点における当該算定方法に応じて、第 71 条（リボルビング払い（元利型残高スライド方式）の支払額）から第 74 条（リボルビング払い（元金型定額方式）の支払額）までの規定に従い定まる金額とします。ただし、ショッピング利用代金の支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更したのち、第 59 条第 3 項により準用される第 59 条第 1 項の規定により平月における支払額の算定方法または支払コースを変更した場合には、当該変更後の算定方法および支払コースに応じて第 71 条から第 74 条までの規定により定まる金額とします。</p> <p>3 本条第 1 項の規定にかかわらず、第 76 条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）で定まるショッピング利用手数料の額が第 1 項により決定される平月またはボーナス月に支払う金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 76 条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）</p> <p>第 71 条（リボルビング払い（元利型残高スライド方式）の支払額）から第 75 条（ボーナス併用リボルビング払いの支払額）までに定める約定支払日に支払うべき金額のうち、ショッピング利用手数料は、当該約定支払日の 2 か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の、第 65 条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方式）に従い定まるショッピング利用手数料額とします。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 77 条（ショッピングリボ残高および手数料が算定額を下回る場合の取扱い）</p> <p>第 71 条（リボルビング払い（元利型残高スライド方式）の支払額）から第 75 条（ボーナス併用リボルビング払いの支払額）までに定める約定支払日に係る締切日におけるショッピングリボ残高および第 76 条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）に定めるショッピング利用手数料の合計額が、第 71 条から第 75 条までの規定により算定された金額を下回る場合には、本人会員は、第 71 条から第 75 条までの規定にかかわらず、当該締切日におけるショッピングリボ残高および第 76 条に定めるショッピング利用手数料の合計額を支払うものとします。</p>
<p>第 73 条（リボルビング払いの臨時加算支払）</p>	<p>第 78 条（リボルビング払いの臨時加算支払）</p>

<p>1 本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、リボルビング払いの支払額の算定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、<u>1 千円</u>単位で増額することができるものとします。</p> <p>2 本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、次回約定支払日に支払うべき金額を、ショッピングリボ残高全額およびこれに対する次回約定支払日までのショッピング利用手数料の合計額に変更することができるものとします。ただし、この場合のショッピングリボ残高は、当該申込後の所定の期日までに当行において売上処理が完了している範囲に限りです。</p> <p>3 <u>第 1 項</u>または<u>第 2 項</u>の申込を承諾する場合には、当行は、本人会員に対し、<u>第 97 条</u>または<u>第 98 条</u>に従い WEB 明細またはご利用代金明細書により、口座振替を行う日および当該日において支払うべき金額を通知します。</p>	<p>1 本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、リボルビング払いの支払額の算定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、1 万円単位で増額することができるものとします。</p> <p>(削除)</p> <p>2 前項の申込を承諾する場合には、当行は、本人会員に対し、<u>第 106 条</u>（ご利用明細の提供等）または<u>第 107 条</u>（ご利用明細書の発行と発行手数料）に従い WEB 明細またはご利用明細書により、口座振替を行う日および当該日において支払うべき金額を通知します。</p>
<p><u>第 76 条</u>（金銭消費貸借契約の成立）</p> <p>1 会員が、貸与を受けたカード等を、本規約に定めるところに従いキャッシングサービスを受けるために利用し、当行がこれを承諾して、本規約に定めるところに従い資金を交付したときには、これにより本人会員は、当行との間で、金銭消費貸借契約を締結したものとします。</p> <p>2 当行は、会員がキャッシングサービス利用可能枠の設定を受けている場合であっても、前項の承諾をなす義務および資金を交付する義務を負うものではありません。</p>	<p><u>第 81 条</u>（金銭消費貸借契約の成立）</p> <p>1 会員が、貸与を受けたカード等を、本規約に定めるところに従いキャッシングサービスまたはカードローンを受けるために利用し、当行がこれを承諾して、本規約に定めるところに従い資金を交付したときには、これにより本人会員は、当行との間で、金銭消費貸借契約を締結したものとします。</p> <p>2 当行は、会員がキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠の設定を受けている場合であっても、前項の承諾をなす義務および資金を交付する義務を負うものではありません。</p>
<p><u>第 77 条</u>（キャッシングサービスの利用方法）</p> <p>1 会員がキャッシングサービスを利用するには、<u>第 1 号</u>または<u>第 2 号</u>のいずれかの方法により、カード等を利用するものとします</p>	<p><u>第 82 条</u>（キャッシングサービス・カードローンの利用方法）</p> <p>1 会員がキャッシングサービスを利用し、または本人会員がカードローンを利用するには、本項第 1 号または第 2 号のいずれかの方法により、カード等を利用するものとします。</p>
<p><u>第 78 条</u>（当行所定の ATM 等）</p> <p>当行所定の ATM 等は、当行または当行もしくは三菱 UFJ ニコスが提携する金融機関その他事業者が設置したもののほか、会員が貸与されたカードに係る国際ブランドに応じ、次のとおりとします。 <u>Visa ブランド……Visa が提携する日本国内外の金融機関その他事業者が設置した ATM 等</u></p>	<p><u>第 83 条</u>（当行所定の ATM 等）</p> <p>当行所定の ATM 等は、当行または当行が提携する金融機関が設置したもののほか、Visa が提携する日本国外の金融機関その他事業者が設置したものとします。ただし、カードローンの場合には、日本国外にある ATM 等は含まれないものとします。</p>
<p><u>第 79 条</u>（交付資金およびその金額）</p> <p>1 日本国内でキャッシングサービスを利用する場合における交付資金は、邦貨によるものとし、その金額は、1 万円以上 <u>1 万円単位</u>とします。</p>	<p><u>第 84 条</u>（交付資金およびその金額）</p> <p>1 日本国内でキャッシングサービスを利用し、またはカードローンを利用する場合における交付資金は、邦貨によるものとし、その金額は、1 万円以上とし、その単位は、利用する ATM 等を設置した事業者が定めるところによります。</p>
<p><u>第 80 条</u>（キャッシングサービス利用に係る禁止行為）</p> <p>1 会員は、以下の各号のいずれかに該当するキャッシングサービスの利用は行ってはならないものとします。</p> <p>(2) キャッシングサービスの利用地と返済地、利用と返済の時間的間隔その他の事情に照らし、実質的に送金として行われるもの</p> <p>2 キャッシングサービスの利用が前項の禁止に違反しまたは違反するおそれがある場合には、当行はキャッシングサービスの利用を承認しないことがあります。</p>	<p><u>第 85 条</u>（キャッシングサービスおよびカードローン利用に係る禁止行為）</p> <p>1 会員は、以下の各号のいずれかに該当するキャッシングサービスまたはカードローンの利用は行ってはならないものとします。</p> <p>(2)キャッシングサービスまたはカードローンの利用地と返済地、利用と返済の時間的間隔その他の事情に照らし、実質的に送金として行われるもの</p> <p>2 キャッシングサービスもしくはカードローンの利用が前項の禁止に違反しまたは違反するおそれがある場合には、当行はキャッシングサービスまたはカードローンの利用を承認しないことがあります。</p>

<p>第 81 条（キャッシングサービスの利用が制限される場合）</p> <p>1 キャッシングサービスは、第 77 条第 1 項第 1 号の方法による場合には、当行または ATM 等を設置した事業者が定める時間内に限り、かつその定める範囲で、同項第 2 号の方法による場合には、当行が定める時間内に限り、利用することができるものとします。</p> <p>2 当行または ATM 等を設置した事業者においてシステムメンテナンスのため必要がある場合、停電または通信障害などが生じた場合その他やむを得ない理由がある場合には、キャッシングサービスの利用ができない場合があります。</p> <p>4 キャッシングサービスの利用が当該利用に係るカード等に係る会員の意思に基づかないおそれがある場合その他やむを得ない事由がある場合には、当行はキャッシングサービスの利用を承認しないことがあります。</p>	<p>第 86 条（キャッシングサービス・カードローンの利用が制限される場合）</p> <p>1 キャッシングサービスおよびカードローンは、第 82 条（キャッシングサービス・カードローンの利用方法）第 1 項第 1 号の方法による場合には、当行または ATM 等を設置した事業者が定める時間内に限り、かつその定める範囲で、同項第 2 号の方法による場合には、当行が定める時間内に限り、利用することができるものとします。</p> <p>2 当行または ATM 等を設置した事業者においてシステムメンテナンスのため必要がある場合、停電または通信障害などが生じた場合その他やむを得ない理由がある場合には、キャッシングサービスまたはカードローンの利用ができない場合があります。</p> <p>4 キャッシングサービスまたはカードローンの利用が当該利用に係るカード等に係る会員の意思に基づかないおそれがある場合その他やむを得ない事由がある場合には、当行はキャッシングサービスまたはカードローンの利用を承認しないことがあります。</p>
<p>第 82 条（元金支払義務）</p> <p>会員がキャッシングサービスを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定めるところに従い、融資金を返済するとともに、本規約に定めるキャッシングサービスの利息を支払うものとします。</p>	<p>第 87 条（元金支払義務）</p> <p>会員がキャッシングサービスを利用しまたは本人会員がカードローンを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定めるところに従い、融資金を返済するとともに、本規約に定めるキャッシングサービス手数料またはカードローンの利息を支払うものとします。</p>
<p>第 83 条（日本国外でのキャッシングサービスの利用）</p> <p>2 前項に定める外貨建資金の邦貨への換算は、<u>会員が利用したカード等に係る国際ブランドにおける売上処理を行った時点において当該国際ブランドが適用した外国為替レートによるものとします。</u></p>	<p>第 88 条（日本国外でのキャッシングサービスの利用）</p> <p>2 前項に定める外貨建資金の邦貨への換算については、第 54 条（海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング利用代金等）第 2 項を準用します。ただし、所定の手料は加算されません。</p>
<p>第 84 条（キャッシングサービスの返済方式）</p> <p>キャッシングサービスの返済方式は、<u>1 回払いとリボルビング払いのうちから、会員がカード利用の際に指定するものとします。ただし、日本国外での利用の場合の返済方式は、1 回払いのみとします。</u></p>	<p>第 89 条（キャッシングサービスの返済方式）</p> <p>キャッシングサービスの返済方式は、1 回払いとします。</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p>第 90 条（カードローンの原則的返済方式およびその返済額の算定方法）</p> <p>1 カードローンの返済方式は原則として毎月元金定額返済とし、各約定支払日に、本契約に定めるところに従い定まる元金返済額に第 97 条（カードローンの利息計算方法）に従い計算される利息を加算して支払うものとします。</p> <p>2 カードローンの元金返済額は、当行所定の日におけるカードローン利用可能枠に応じて定まるものとします。</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p>第 91 条（カードローンの返済方式または返済額の算定方法の変更）</p> <p>1 本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、カードローンの返済方式またはその返済額の算定方法を、以下のとおり変更することができるものとします。</p> <p>(1)毎月元金定額返済の以降の約定支払日における元金返済額を変更すること。</p> <p>(2)毎月元金定額返済につき、ボーナス月加算毎月元金定額返済に変更すること。</p> <p>(3)ボーナス月加算毎月元金定額返済の場合の、平月における元金返済額、ボーナス月またはボーナス月加算額を変更すること。</p> <p>(4)ボーナス月加算毎月元金定額返済につき、毎月元金定額返済に変更すること。</p>

	<p>2 返済方式または返済額の算定方法を変更した場合、変更後のものは、変更時以降、利用日が変更の前であるか否かを問わず、カードローン融資金残高全額に対して適用されるものとします。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 92 条 (返済方式または返済額の算定方法の変更時に定めるべき事項)</p> <p>1 第 91 条 (カードローンの返済方式または返済額の算定方法の変更) 第 1 項第 1 号または第 3 号のうち平月における元金返済額を変更する場合には、本人会員は、約定支払日に返済する元金額として、</p> <p>1 千円単位で、カードローン利用可能枠に応じて当行が定める最低返済額以上の金額を指定するものとします。</p> <p>2 カードローンの返済方式をボーナス月加算毎月元金定額返済に変更する場合またはボーナス月加算毎月元金定額返済のボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更する場合には、本人会員は、ボーナス月およびボーナス月加算額につき、次に掲げる範囲から指定するものとします。ただし、ボーナス月加算額は、夏期冬期を通じ均一額でなければなりません。</p> <p>(1)ボーナス月 夏期および冬期からそれぞれ指定するものとし、夏期にあつては 7 月または 8 月、冬期にあつては 12 月または 1 月のいずれか</p> <p>(2)ボーナス月加算額 1 千円以上 1 千円単位</p>
<p>第 85 条 (キャッシングリボ事前登録サービス)</p> <p>前条にかかわらず、会員が当行所定の方法により申し込み、当行が認めることにより、本サービス登録後に日本国内外においてキャッシングサービスを利用した場合の返済方式を、当行が別途定める条件によりリボルビング払いにすることができます。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 86 条 (キャッシングリボ切替サービス)</p> <p>第 84 条にかかわらず、会員が当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、日本国内外すべてにおける融資金の全部または一部の返済方式を、当行所定の基準により 1 回払いからリボルビング払いに変更することができます。この場合、1 回払いの利用日に遡り、リボルビング払いが利用されたものとして取り扱います。</p>	<p>第 93 条 (キャッシングサービスからカードローンへの変更)</p> <p>1 会員が、キャッシングサービスを利用した場合 (日本国外での利用は除きます。)、カードローン利用可能枠の設定を受けている本人会員は、当行が別に定める期日までに当行所定の方法で申し出ることにより、当該キャッシングサービスの融資金をカードローンの融資金に変更することができます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当行は、会員のショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用状況、本人会員の信用状態その他の事情を考慮し、カードローンの利用による融資金への変更をお断りすることができるものとします。</p> <p>3 本条第 1 項に従いカードローンの融資金に変更した場合、第 1 項の申出日より前はキャッシングサービスの利用として取り扱い、当該申出日以降は、当該申出日にカードローンが利用されたものとして取り扱います。</p>
<p>第 87 条 (利率)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 94 条 (利率)</p> <p>2 カードローンの利率は、年 14.9%とします。</p>
<p>第 88 条 (利率の変更)</p> <p>1 第 116 条 (本規約等の変更) の規定による場合のほか、経済情勢または金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当行は、本人会員に通知することにより、第 87 条所定の利率を社会通念上相当</p>	<p>第 95 条 (利率の変更)</p> <p>1 第 126 条 (本規約等の変更) の規定による場合のほか、経済情勢または金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当行は、本人会員に通知することにより、第 94 条 (利率) に定める利率を社会通念</p>

<p>程度のものに変更できるものとします。</p> <p>2 前項により変更した後の利率は、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、融資金残高全額に対して適用されるものとします。この場合の残高には、キャッシングサービス利用日が当該効力発生日より前のものも含まれます。</p>	<p>上相当程度のものに変更できるものとします。</p> <p>2 前項により変更した後の利率は、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、融資金残高全額に対して適用されるものとします。この場合の残高には、キャッシングサービスまたはカードローンの利用日が当該効力発生日より前のものも含まれます。</p>
<p>第 89 条 (1 回払いの利息の計算方法)</p> <p>返済方式が 1 回払いのキャッシングサービス利息は、以下の計算式によって定まる額とします。ただし、1 円未満の端数は切り捨てるものとします。</p> <p>融資金×利率×利用日翌日から返済すべき日までの日数÷365</p>	<p>第 96 条 (キャッシングサービス手数料の計算方法)</p> <p>1 キャッシングサービス手数料は、キャッシングサービスの利用日の翌日から返済日まで発生します。</p> <p>2 前項に定めるキャッシングサービス手数料は、キャッシングサービスの利用による個別の融資実行ごとに以下の計算式によって定まる額とします。ただし、1 円未満の端数は切り捨てるものとします。</p> <p>●キャッシングサービスによる融資金×利率×利用日の翌日から返済すべき日までの日数÷365</p>
<p>第 90 条 (リボルビング払いの利息計算方法)</p> <p>返済方式がリボルビング払いのキャッシングサービス利息の計算は、利用後 1 回目の返済は利用日翌日から締切日まで、2 回目以降の支払いは各月の締切日翌日からその翌月の締切日までの期間単位で区切って行うものとし、当該期間中、日々以下の計算式で定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に 1 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。</p> <p>リボルビング払い融資金残高×利率÷365</p>	<p>第 97 条 (カードローンの利息計算方法)</p> <p>1 カードローンの利息は、カードローンの利用日の翌日からその最終返済日まで発生します。</p> <p>2 前項に定める利息の計算は、締切日翌日から翌月締切日までの期間単位で区切って行うものとし、当該期間中、日々以下の計算式によって定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に 1 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。</p> <p>●所定カードローン残高×利率÷365</p> <p>3 前項の所定カードローン残高とは、カードローン融資金残高のうち返済を滞滞していないものであって、その日の最終の残高をいいます。カードローン融資金は、利用日の翌日から所定カードローン残高に組み入れられるものとします。</p>
<p>第 91 条 (ATM 利用手数料)</p> <p>会員が ATM 等を利用する方法により、日本国内でキャッシングサービスを利用した場合には、本人会員は、当行対し、別紙 2 に定める ATM 利用手数料を負担するものとします。</p>	<p>第 98 条 (ATM 利用手数料)</p> <p>会員が ATM 等を利用する方法により、日本国内でキャッシングサービスを利用した場合またはカードローンを利用した場合には、本人会員は、当行に対し、別表 3 に定める ATM 利用手数料を負担するものとします。</p>
<p>第 92 条 (1 回払いの返済)</p> <p>会員がキャッシングサービスを利用し、その返済方式が 1 回払いのときには、会員は、当該キャッシングサービス利用日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該キャッシングサービスの融資金全額とこれに対する第 89 条に従い定まる利息の合計額全額を支払うものとします。</p>	<p>第 99 条 (キャッシングサービスの返済額)</p> <p>会員が、キャッシングサービスを利用したときには、本人会員は、当該キャッシングサービス利用日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該キャッシングサービスの融資金全額とこれに対する第 96 条 (キャッシングサービス手数料の計算方法) に従い定まるキャッシングサービス手数料の合計額全額を支払うものとします。</p>
<p>第 93 条 (リボルビング払いの返済)</p> <p>会員がキャッシングサービスを利用し、その返済方式がリボルビング払いのときには、会員は、約定支払日に、次の各号の当行所定の方式のうちから選択した支払いコースに基づき、元金と利息の合計額を支払うものとします。</p> <p>(1) 元金定額方式による支払いコースを選択したときは、会員が申し出て当行が承認した元金支払い額に第 90 条に従い定まる利息の合計額</p> <p>(2) 残高スライド支払いコースを選択したときは、別表記載の前月の締切日のご利用残高に応じた支払</p>	<p>第 100 条 (毎月元金定額返済であるカードローンの返済額)</p> <p>1 本人会員が、カードローンを利用したまたは第 93 条 (キャッシングサービスからカードローンへの変更) の規定に従いキャッシングサービスをカードローンに変更した場合において、カードローンの返済方式が毎月元金定額返済であるときには、本人会員は、約定支払日に、以下の各号により定まる元金の返済額に所定利息を加算して支払うものとします。</p> <p>(1)当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、約定支払日に返済する元金額としてあらかじめ定められた金額 (以下本条および第 101 条 (ボーナス月加算毎月元金定額返済であ</p>

<p><u>いコース所定の支払い額（当該金額には第 90 条に従い定まる利息を含むものとします）</u></p>	<p>るカードローンの返済額）において「カードローン返済元金」といいます。）以上である場合には、カードローン返済元金</p> <p>(2)当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、カードローン返済元金未満である場合には、当該カードローン融資金残高</p> <p>2 前項の「所定利息」とは、約定支払日の 2 か月前の締切日の翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの期間に係る、第 97 条（カードローンの利息計算方法）の規定に従い定まる利息をいいます。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>第 101 条（ボーナス月加算毎月元金定額返済であるカードローンの返済額）</p> <p>本人会員が、カードローンを利用または第 93 条（キャッシングサービスからカードローンへの変更）の規定に従いキャッシングサービスをカードローンに変更した場合において、その返済方式がボーナス月加算毎月元金定額返済であるときには、本人会員は、約定支払日に、以下の各号に定める金額を支払うものとします。</p> <p>(1)平月には、第 100 条（毎月元金定額返済であるカードローンの返済額）の規定により算定された金額</p> <p>(2)ボーナス月には、前号の金額にボーナス月加算額を加算した金額</p> <p>(3)本項第 1 号または第 2 号の規定にかかわらず、約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、カードローン返済元金未満である場合には、当該カードローン融資金残高に第 100 条第 2 項に定める所定利息を加算した金額</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>第 102 条（カードローンの臨時加算返済）</p> <p>1 本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、カードローンの返済額の算定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、1 千円単位で増額することができるものとします。</p> <p>2 本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、カードローンの元利金の返済として次回約定支払日に支払うべき金額を、カードローン融資金残高全額およびこれに対する次回約定支払日前日までの利息の合計額に変更することができるものとします。ただし、残高は、当該申込時点までに当行において売上処理が完了している範囲に限ります。</p> <p>3 前項の申込を承諾する場合には、当行は、本人会員に対し、第 106 条（ご利用明細の提供等）または第 107 条（ご利用明細書の発行と発行手数料）に従い WEB 明細またはご利用明細書により、口座振替を行う日および当該日において支払うべき金額を通知するものとします。</p>
<p>第 96 条（事務処理の都合による締切日および約定支払日の変更）</p> <p>2 前項の場合、第 69 条（1 回払いの支払日と支払額）の約定支払日または第 71 条（2 回払いの支払日と支払額）から第 72 条（分割払いおよびリボルビング払いの支払日と支払額）の第 1 回目の約定支払日は、前項により後倒しされた締切日の後最初に到来する月の 10 日とします。</p> <p>3 第 1 項の場合、第 70 条（ボーナス一括払いの支払日と支払額）の約定支払日は、同条に定める約定支払日より後の約定支払日となる場合があります。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 105 条（事務処理の都合による締切日および約定支払日の変更）</p> <p>2 前項の場合、第 66 条（1 回払い）の約定支払日または第 68 条（2 回払い）から第 70 条（ボーナス併用分割払い）までに定める第 1 回目の約定支払日は、前項により後倒しされた締切日の後最初に到来する月の 10 日とします。</p> <p>3 本条第 1 項の場合、第 67 条（ボーナス一括払い）の約定支払日は、同条に定める約定支払日より後の約定支払日となる場合があります。</p>

4 第 1 項の場合、第 92 条（1 回払いの返済）および第 94 条（ATM 利用手数料の支払）の約定支払日は、第 1 項により後倒しされた締切日の後最初に到来する月の 10 日とします。

第 97 条（ご利用代金明細の提供等）

1 当行は、WEB 明細登録を行った本人会員に対し、約定支払日に先立ち、WEB 明細により、第 2 編第 2 章第 4 節（支払日と支払額等）および同編第 3 章第 4 節（返済日と返済額等）の規定により定まる額その他直近約定支払日において支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）、ショッピング、キャッシングサービスの利用明細その他関連事項を、電磁的記録の提供の方法によって提供します。この場合、当行は、第 98 条に定める場合を除き、ご利用代金明細書の送付を行わないものとします。

3 第 1 項の WEB 明細のファイルへの記録の方式その他の利用環境は、両社が別に定めるところによるものとします。

第 98 条（ご利用代金明細書の発行と発行手数料）

1 当行は、当行所定の日時点において、以下の各号のご利用代金明細書発行事由欄に定められた事由があるときには、その後、当行所定の日時点に当該各号のご利用代金明細書発行停止事由欄に定められた事由が存在するに至るまで、WEB 明細の提供に代えまたはこれとともにご利用代金明細書を、約定支払日に先立ち、本人会員に宛てて本人会員の届出住所に送付するものとします。ただし、年会費のみの請求である場合には、当行は、ご利用代金明細書の発行および送付を行わないことができるものとします。

	ご利用代金明細書発行事由	ご利用代金明細書発行停止事由
(1)	第28条に定めるWEBサービスおよびWEB明細の登録が完了していないこと。	左欄の事由が解消したこと。
(2)	当行所定の方法により、本人会員から、ご利用代金明細書の発行を希望する旨の申出がなされたこと。	当行所定の方法により、本人会員から、ご利用代金明細書の発行を要しない旨の申出がなされたこと。
(3)	前各号の場合を除き、当行の業務上、ご利用代金明細書の発行が必要であること。	左欄の事由が解消したこと。

2 本人会員は、当行が、前項第 1 号または第 2 号に定めるところにより本人会員に宛ててご利用代金明細書を送付したときには、当行に対し、ご利用代金明細書の発行および送付に係る手数料（以下「発行手数料」といいます。）として当行が別に定める額を支払うものとします。ただし、当行が別に定める場合にはこの限りではありません。

3 発行手数料は、当該発行手数料に係るご利用代金明細書で請求するショッピング利用代金の約定支払

4 本条第 1 項の場合、第 65 条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法）第 2 項および第 3 項に定める締切日は、第 1 項により後倒しされた締切日を意味するものとします。

5 本条第 1 項の場合、**第 99 条（キャッシングサービスの返済額）** および第 103 条（ATM 利用手数料の支払）の約定支払日は、第 1 項により後倒しされた締切日の後最初に到来する月の 10 日とします。

第 106 条（ご利用明細の提供等）

1 当行は、WEB 明細登録を行った本人会員に対し、約定支払日に先立ち、WEB 明細により、第 2 編第 2 章第 4 節（支払日と支払額等）および同編第 3 章第 4 節（返済日と返済額等）の規定により定まる額その他直近の約定支払日において支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）、ショッピング、キャッシングサービス**またはカードローン**の利用明細その他関連事項を、電磁的記録の提供の方法によって提供します。この場合、当行は、第 107 条（ご利用明細書の発行と発行手数料）に定める場合を除き、ご利用明細書の送付を行わないものとします。

3 **本条**第 1 項の WEB 明細のファイルへの記録の方式その他の利用環境は、**当行**が別に定めるところによるものとします。

第 107 条（ご利用明細書の発行と発行手数料）

1 当行は、当行所定の日時点において、以下の各号のご利用明細書発行事由欄に定められた事由があるときには、その後、当行所定の日時点に当該各号のご利用明細書発行停止事由欄に定められた事由が存在するに至るまで、WEB 明細の提供に代えまたはこれとともにご利用明細書を、約定支払日に先立ち、本人会員に宛てて本人会員の届出住所に送付するものとします。ただし、年会費のみの請求である場合には、当行は、ご利用明細書の発行および送付を行わないことができるものとします。

	ご利用明細書発行事由	ご利用明細書発行停止事由
(1)	第28条（WEBサービス等への登録）に定めるWEBサービスおよびWEB明細の登録が完了していないこと。	左欄の事由が解消したこと。
(2)	当行所定の方法により、本人会員から、ご利用明細書の発行を希望する旨の申出がなされたこと。	当行所定の方法により、本人会員から、ご利用明細書の発行を要しない旨の申出がなされたこと。
(3)	前各号の場合を除き、当行の業務上、ご利用明細書の発行が必要であること。	左欄の事由が解消したこと。

2 本人会員は、当行が、前項第 1 号または第 2 号に定めるところにより本人会員に宛ててご利用明細書を送付したときには、当行に対し、ご利用明細書の発行および送付に係る手数料（以下「発行手数料」といいます。）として当行が別に定める額を支払うものとします。ただし、当行が別に定める場合にはこの限りではありません。

3 発行手数料は、当該発行手数料に係るご利用明細書で請求するショッピング利用代金の約定支払日に、当該代金と合算して支払うものとします。

<p>払日に、当該代金と合算して支払うものとします。</p> <p>4 第 97 条第 5 項の規定は、本人会員に宛ててご利用代金明細書が送達された場合に準用します。</p>	<p>4 第 106 条（ご利用明細の提供等）第 5 項の規定は、本人会員に宛ててご利用明細書が送達された場合に準用します。</p>
<p>第 99 条（口座振替による支払）</p> <p>1 本人会員は、約定支払額につき、約定支払日に、<u>会員指定の支払預金口座</u>から、口座振替の方法により支払うものとします。本人会員は、約定支払額の一部のみを口座振替の方法により支払うことができないことにつき異議ないものとします。</p> <p>2 本人会員となろうとする者は、本契約の申込にあたり、前項に定める口座振替のために必要となる口座振替依頼書を作成し、<u>当行に対して提出するもの</u>とします。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第 108 条（口座振替による支払）</p> <p>1 本人会員は、約定支払額につき、約定支払日に、支払口座から、口座振替の方法により支払うものとします。本人会員は、約定支払額の一部のみを口座振替の方法により支払うことができないことにつき異議ないものとします。</p> <p>2 本人会員となろうとする者は、本契約の申込にあたり、前項に定める口座振替のために必要となる口座振替依頼書を作成のうえ当行に対して提出しまたはこれに代わる当行所定の手続がある場合には当該手続をとるものとします。</p> <p>3 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。）は、当行に開設された預金口座であって本人会員名義であるもの以外の預金口座を支払口座として指定してはならないものとします。</p>
<p>第 100 条（再振替）</p> <p>支払預金口座の残高不足その他の事由により、約定支払日に約定支払額の支払ができない場合には、<u>当行は約定支払日以降任意の日に、支払額の全額または一部につき口座振替できるもの</u>とします。</p>	<p>第 109 条（再振替）</p> <p>支払口座の残高不足その他の事由により、約定支払日に約定支払額の支払ができない場合、当行は、約定支払日後においても約定支払額全額または一部につき口座振替ができるものとします。</p>
<p>第 101 条（口座振替によらない支払）</p> <p>1 第 99 条第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかの事由がある場合には、口座振替による支払を行うことはできません。</p> <p>(1) 本人会員が<u>本契約または基本サービスもしくは付帯サービスを会員が利用したことに基づく金銭債務につき期限の利益を喪失した場合</u>であって、当行が口座振替を停止したとき。</p> <p>(2) 前各号に掲げるもののほか、当行が必要と認め会員に通知したとき。</p> <p>3 第 1 項第 2 号の場合には、本人会員は、当行が別に通知するところに従い支払うものとします。</p>	<p>第 110 条（口座振替によらない支払）</p> <p>1 第 108 条（口座振替による支払）第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかの事由がある場合には、口座振替による支払を行うことはできません。</p> <p>(1)本人会員が<u>本契約に定めるところにより当行に対して負担する金銭債務につき期限の利益を喪失した場合</u>であって、当行が口座振替を停止したとき。</p> <p>(2)前各号に掲げるもののほか、当行が必要と認め本人会員に通知したとき。</p> <p>3 本条第 1 項第 2 号の場合には、本人会員は、当行が別に通知するところに従い支払うものとします。</p>
<p>第 102 条（遅延損害金）</p> <p>1 本人会員が、<u>本契約または基本サービスもしくは付帯サービスを会員が利用したことに基づき</u>当行に対して負担する金銭債務について、その約定支払日における支払を遅滞した場合（ただし、期限の利益を喪失したときを除きます。）には、本人会員は、当行に対し、約定支払日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の 1 日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>第 111 条（遅延損害金）</p> <p>1 本人会員が、本契約に定めるところにより当行に対して負担する金銭債務について、その約定支払日における支払を遅滞した場合（ただし、期限の利益を喪失したときを除きます。）には、本人会員は、当行に対し、約定支払日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の 1 日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。</p>

	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金
(1)	ショッピング利用代金（付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。）およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	支払を遅滞した、ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365
(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×年14.50%÷365
(4)	キャッシングサービス融資金		支払を遅滞した融資金×年19.00%÷365
(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務（ただし、遅延損害金、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス手数料を除きます。）であって当行が別に定めるもの		支払を遅滞した金額×年14.50%÷365

2 本人会員が、本契約または本契約に定める基本サービスもしくは付帯サービスを会員が利用したことに基づき当行に対して負担する金銭債務について、期限の利益を喪失した場合には、本人会員は、当行に対し、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の 1 日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。

	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金
(1)	ショッピング利用代金（付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。）およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	支払を遅滞した、ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365
(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×年 14.40% ÷365
(4)	キャッシングサービスおよび カードローン融資金		支払を遅滞した融資金×年 14.40% ÷365
(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務（ ただし、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、第4号の場合におけるキャッシングサービス手数料および利息ならびに遅延損害金を除きます。 ）であって当行が別に定めるもの		支払を遅滞した金額×年 14.40% ÷365

2 本人会員が、**本契約に定めるところにより**当行に対して負担する金銭債務について、期限の利益を喪失した場合には、本人会員は、当行に対し、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の 1 日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。

	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金
(1)	ショッピング利用代金および ショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分 割払い	期限の利益を喪失したショッ ピング利用代金およびショッピ ング利用手数料の合計額× 所定遅延損害金率÷365
(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	期限の利益を喪失したショッ ピング利用代金×所定遅延 損害金率÷365
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	期限の利益を喪失したショッ ピング利用代金×年 14.50%÷365
(4)	キャッシングサービス融資金		期限の利益を喪失した融資 金×年19.00%÷365
(5)	第1号から第4号までのいづ れにも該当しない金銭債務 (ただし、遅延損害金、第3 号の場合におけるショッピング 利用手数料、キャッシング サービス手数料除きます。)で あって当行が別に定めるもの		期限の利益を喪失した金額 ×年14.50%÷365

第 103 条 (約定支払日前の弁済およびその手続)

1 本人会員は、あらかじめ当行所定の方法により当行に通知し、当行の承認を得ることにより、本規約に定めるところに従い、基本サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務につき、期限の利益を放棄して、約定支払日に先立ち弁済することができるものとします。この場合の弁済方法は、会員指定の支払預金口座からの口座振替または当行所定の預金口座に振り込む方法 (ただし、当行が特に認める場合には、当行が別に定める時間内における当行指定窓口への持参払い

	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金
(1)	ショッピング利用代金および ショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分 割払い	期限の利益を喪失したショッ ピング利用代金およびショッピ ング利用手数料の合計額× 所定遅延損害金率÷365
(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	期限の利益を喪失したショッ ピング利用代金×所定遅延 損害金率÷365
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	期限の利益を喪失したショッ ピング利用代金×年 14.40% ÷365
(4)	キャッシングサービス および カードローン融資金		期限の利益を喪失した融資 金×年 14.40% ÷365
(5)	第1号から第4号までのいづ れにも該当しない金銭債務 (ただし、第3号の場合にお けるショッピング利用手 料、第4号の場合にお けるキャッシングサービス 手数料および利息ならびに遅延損 害金を除きます。) であって 当行が別に定めるもの		期限の利益を喪失した金額 ×年 14.40% ÷365

第 112 条 (約定支払日前の弁済およびその手続)

1 本人会員は、あらかじめ当行所定の方法により当行に通知し、当行の承認を得ることにより、本規約に定めるところに従い、基本サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務につき、期限の利益を放棄して、約定支払日に先立ち弁済することができるものとします。この場合の弁済方法は、支払口座からの口座振替または当行所定の預金口座に振り込む方法 (ただし、当行が特に認める場合には、当行が別に定める時間内における当行指定窓口への持参払いの方法) とします。

の方法)とします。

- 2 本人会員は、当行に対し、前項の通知時に、本規約に定めるところに従い、約定支払日前の弁済を予定する金銭債務の種類および範囲ならびに弁済日を指定するものとし、当行は、本人会員に対し、当該指定に従い、弁済日、当該弁済日において支払うべき金額および口座振替の場合は支払預金口座、振り込みの場合は支払先となる預金口座を通知します。

- 2 本人会員は、当行に対し、前項の通知時に、本規約に定めるところに従い、約定支払日前の弁済を予定する金銭債務の種類および範囲ならびに弁済日を指定するものとし、当行は、本人会員に対し、当該指定に従い、弁済日、当該弁済日において支払うべき金額および口座振替の場合は預金口座、振り込みの場合は支払先となる預金口座を通知します。

第 104 条 (約定支払日前の弁済ができる範囲)

- 1 第 103 条第 2 項により本人会員が指定することができる金銭債務の範囲は、以下の表に記載された債務であって、当行に売上票が到達し売上処理が完了しているものとし、

	金銭債務の種類等	指定可能範囲
(1)	ショッピング利用に基づき負担する金銭債務のうち、支払方式が分割払いであるもの	ショッピングの売上票を単位とする 1 個の利用に係るショッピング利用代金全額およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額全額
(2)	ショッピング利用に基づき負担する金銭債務のうち、支払方式がリボルビング払いであるもの	ショッピングリボ残高およびリボルビング払いに係るショッピング利用手数料の合計額の範囲で 1 円以上の任意の額
(3)	キャッシングサービス利用に基づき負担する金銭債務	キャッシングサービスに係る融資金残高およびキャッシングサービス手数料の合計額全額
(4)	キャッシングサービス (リボルビング払い) 利用に基づき負担する金銭債務	キャッシングサービス (リボルビング払い) 融資金残高およびキャッシングサービス (リボルビング払い) に係る利息の合計額の範囲で 1 円以上の任意の額

- 2 前項第 1 号および第 2 号に定めるショッピング利用手数料、同項第 3 号に定めるキャッシングサービス手数料ならびに同項第 4 号に定める利息は、それぞれ、第 103 条第 2 項に従い当行が通知した弁済日当日までのものとし、
- 3 第 1 項第 1 号のショッピング利用手数料であって第 103 条第 2 項に従い当行が通知した弁済日の当日までのものは、78 分法またはこれに準ずる当行所定の計算方法により算出するものとし、
- 4 第 1 項第 2 号に定めるショッピング利用手数料は第 72 条第 3 項から第 7 項の規定を、第 1 項第 3 号に定めるキャッシングサービス手数料は第 89 条の規定を、第 1 項第 4 号に定めるキャッシングサービス (リボルビング払い) の利息は第 90 条の規定を、それぞれ準用して計算するものとし、

第 105 条 (第 103 条によらずになされた支払)

第 113 条 (約定支払日前の弁済ができる範囲)

- 1 第 112 条 (約定支払日前の弁済およびその手続) 第 2 項により本人会員が指定することができる金銭債務の範囲は、以下の表に記載された債務であって、当行に売上票が到達し売上処理が完了しているものとし、

	金銭債務の種類等	指定可能範囲
(1)	ショッピング利用に基づき負担する金銭債務のうち、支払方式が分割払いであるもの	ショッピングの売上票を単位とする 1 個の利用に係るショッピング利用代金全額およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額全額
(2)	ショッピング利用に基づき負担する金銭債務のうち、支払方式がリボルビング払いであるもの	ショッピングリボ残高およびリボルビング払いに係るショッピング利用手数料の合計額の範囲で 1 円以上の任意の額
(3)	キャッシングサービス利用に基づき負担する金銭債務	キャッシングサービスに係る融資金残高およびキャッシングサービス手数料の合計額全額
(4)	カードローン 利用に基づき負担する金銭債務	カードローン 融資金残高および カードローン に係る利息の合計額の範囲で 1 円以上の任意の額

- 2 前項第 1 号および第 2 号に定めるショッピング利用手数料、同項第 3 号に定めるキャッシングサービス手数料ならびに同項第 4 号に定める**カードローン**の利息は、それぞれ、第 112 条第 2 項に従い当行が通知した弁済日の前日までのものとし、
- 3 **本条**第 1 項第 1 号のショッピング利用手数料であって第 112 条第 2 項に従い当行が通知した弁済日の前日までのものは、78 分法またはこれに準ずる当行所定の計算方法により算出するものとし、
- 4 **本条**第 1 項第 2 号に定めるショッピング利用手数料は第 65 条 (リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法) の規定を、第 1 項第 3 号に定めるキャッシングサービス手数料は第 96 条 (キャッシングサービス手数料の計算方法) の規定を、第 1 項第 4 号に定める**カードローン**の利息は第 97 条 (カードローンの利息計算方法) の規定を、それぞれ準用して計算するものとし、

第 114 条 (第 112 条によらずになされた支払)

- | | |
|---|--|
| <p>1 本人会員が、第 103 条第 1 項に定めるところに従い当行に通知をせずもしくは当行の承認を得ることなくまたは同条第 3 項に反して支払をなしたときは、当行は、本人会員に通知することなく、以下の各号に定める処理をすることができるものとします。</p> <p>(2) 前号以外の場合には、支払預金口座への振込その他の相当な方法で返金すること。</p> <p>3 本人会員は、第 1 項第 2 号に定める返金に要する費用を負担するものとし、当行は、本人会員に対して通知することなく、返金に要する費用を控除した残額を返金することができるものとします。</p> | <p>1 本人会員が、第 112 条（約定支払日前の弁済およびその手続）第 1 項に定めるところに従い当行に通知をせずもしくは当行の承認を得ることなくまたは同条第 3 項に反して支払をなした場合には、当行は、本人会員に通知することなく、以下の各号に定める処理をすることができるものとします。</p> <p>(2)前号以外の場合には、支払口座への振込その他の相当な方法で返金すること。</p> <p>3 本人会員は、本条第 1 項第 2 号に定める返金に要する費用を負担するものとし、当行は、本人会員に対して通知することなく、返金に要する費用を控除した残額を返金することができるものとします。</p> |
|---|--|

第 106 条（ATM を利用する約定支払日前の弁済の特則）

1 第 103 条から第 105 条までの規定にかかわらず、本人会員は、当行が指定する日本国内の ATM を利用して、ショッピングリボ残高またはキャッシングリボ残高の一部につき、期限の利益を放棄して約定支払日前の弁済をすることができるものとします。

第 115 条（ATM を利用する約定支払日前の弁済の特則）

1 第 112 条（約定支払日前の弁済およびその手続）から第 114 条（第 112 条によらずになされた支払）までの規定にかかわらず、本人会員は、当行が指定する日本国内の ATM を利用して、当行において売上処理が完了しているショッピングリボ残高または**カードローン融資金**残高の一部につき、期限の利益を放棄して約定支払日前の弁済をすることができるものとします。

第 108 条（期限の利益の喪失）

1 以下の各号の期限の利益喪失事由欄に記載のいずれかに該当したときには、これにより、対応する期限の利益喪失債務欄に記載された債務につき、当然に期限の利益を喪失し、当該債務全額をただちに弁済するものとします。

第 117 条（期限の利益の喪失）

1 以下の各号の期限の利益喪失事由欄に記載のいずれかに該当したときには、これにより、対応する期限の利益喪失債務欄に記載された債務につき、当然に期限の利益を喪失し、当該債務全額をただちに支払うものとします。

	期限の利益喪失事由	期限の利益喪失債務
(1)	ショッピングの利用のうち、以下のいずれかに該当するものによる債務につき、本人会員がその支払を一部でも遅滞したこと。 ①当該ショッピングの支払方式が1回払いであるもの ②当該ショッピングの支払方式が1回払い以外であって、ショッピングの利用により立替払いを委託した金員が、不動産の購入に係わるもの、割賦販売法に定める指定権利以外の権利の購入代金であるものまたは第 45条第1項第2号に該当するもの ③当該ショッピングの支払方式が1回払い以外であって、日本国外にある者に対して行われるもの ④上記①から③のいずれにも該当しないショッピングの利用であって、会員が営業のためにまたは営業として締結した売買契約または役員提供契約（ただし、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に該当する契約を除きます。）に基づく代金または役員提供の対価について立替払いを委託するもの	以下に該当する債務すべて (ア)ショッピングの利用による債務のうち、(1)の左欄①から④に係る債務 (イ)キャッシングサービスの利用による債務 (ウ)その他本契約または付帯サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務（ただし、割賦販売法の定めにより20日以上の相当な期間を定めた書面による催告が必要なものを除きます。）
(2)	キャッシングサービスの利用による債務につき、本人会員が支払を一部でも遅滞したこと	

	期限の利益喪失事由	期限の利益喪失債務
(1)	ショッピングの利用のうち、以下のいずれかに該当するものによる債務につき、本人会員がその支払を一部でも遅滞したこと。 ①当該ショッピングの支払方式が1回払いであるもの ②当該ショッピングの支払方式が1回払い以外であって、ショッピングの利用により立替払いを委託した金員が、不動産の購入に係わるもの、割賦販売法に定める指定権利以外の権利の購入代金であるものまたは第43条（カード等の利用による立替払いの委託）第1項第2号に該当するもの ③当該ショッピングの支払方式が1回払い以外であって、日本国外にある者に対して行われるもの ④上記①から③までのいずれにも該当しないショッピングの利用であって、会員が営業のためにまたは営業として締結した売買契約または役員提供契約（ただし、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に該当する契約を除きます。）に基づく代金または役員提供の対価について立替払いを委託するもの	以下に該当する債務すべて (ア)ショッピングの利用による債務のうち、(1)の左欄①から④までに係る債務 (イ)キャッシングサービスの利用による債務 (ウ)カードローンの利用による債務 (エ)その他本契約に基づきまたは付帯サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務（ただし、割賦販売法の定めにより書面 または電磁的記録 による催告が必要なものを除きます。）
(2)	キャッシングサービス またはカードローン の利用による債務につき、本人会員が支払を一部でも遅滞したこと。	

(3)	ショッピングの利用による債務（ただし、(1) ①から④のいずれかに該当するものを除きます。）につき、本人会員がその支払を一部でも遅滞し、当行が <u>20日以上</u> の相当な期間を定めて書面により支払を催告したにもかかわらず、当該期間内に支払がなされなかったこと	以下に該当する債務すべて (ア)ショッピングの利用による債務 (イ)キャッシングサービスの利用による債務 (ウ)その他本契約または付帯サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務
(4)	本人会員につき、以下のいずれかの事由が生じたこと。 ①自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手が不渡となったこと。 ②上記①に掲げる場合のほか、支払を停止したこと。 ③その財産に対し、差押もしくは仮差押または仮処分（信用に關しないものを除きます。）の申立てがあったこと。 ④その財産に対し、滞納処分による差押えがなされまたは保全差押えが行われたこと。 ⑤破産手続開始または民事再生手続開始の申立てがあったこと。 ⑥債務整理のための、和解、調停または裁判外紛争解決手続の申立てがあったこと。 ⑦本人会員の債務整理につき、弁護士、弁護士法人、司法書士、司法書士法人その他の者への依頼がなされた旨の通知を受けたこと。	
(5)	以下のいずれかに該当したこと。 ①会員がカードの譲渡、担保権設定など当行のカード所有権を侵害する処分行為を行ったこと。 ②会員がカードの貸与、寄託などカードの占有を移転する行為を行ったこと。 ③本人会員が当行に対する届出をすることなくその住所または居所を変更し、当行にとってその所在が不明となったこと。	

(3)	ショッピングの利用による債務（ただし、(1) ①から④までのいずれかに該当するものを除きます。）につき、本人会員がその支払を一部でも遅滞し、当行が 割賦販売法に定めるところに従い 支払を催告したにもかかわらず、当該催告に従った支払がなされなかったこと。	以下に該当する債務すべて (ア)ショッピングの利用による債務 (イ)キャッシングサービスの利用による債務 (ウ)カードローンの利用による債務 (エ)その他本契約に基づきまたは付帯サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務
(4)	本人会員につき、以下のいずれかの事由が生じたこと。 ①自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手が不渡となったこと。 ②上記①に掲げる場合のほか、支払を停止したこと。 ③その財産に対し、差押もしくは仮差押または仮処分（信用に關しないものを除きます。）の申立てがあったこと。 ④その財産に対し、滞納処分による差押がなされまたは保全差押が行われたこと。 ⑤破産手続開始または民事再生手続開始の申立てがあったこと。 ⑥債務整理のための、和解、調停または裁判外紛争解決手続の申立てがあったこと。 ⑦本人会員の債務整理につき、弁護士、弁護士法人、司法書士、司法書士法人その他の者への依頼がなされた旨の通知を受けたこと。	
(5)	以下のいずれかに該当したこと。 ①会員がカードの譲渡、担保権設定など当行のカード所有権を侵害する処分行為を行ったこと。 ②会員がカードの貸与、寄託などカードの占有を移転する行為を行ったこと。 ③本人会員が当行に対する届出をすることなくその住所または居所を変更し、当行にとってその所在が不明となったこと。	

第 109 条 (充当)

本契約または基本サービスもしくは付帯サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務の弁済として金員が支払われた場合（第 105 条第 1 項第 1 号の場合その他本契約に従い弁済とみなされる場合を含みます。）であって、支払われた金員が、本人会員が当行に対して負担するすべての債務を消滅させるに足りないとき（第 103 条または第 106 条の規定に従い弁済がなされた場合を除きます。）には、当行は、本人会員への通知なくして、当該支払を当行所定の時期における弁済とみなし、当行所定の順序および方法により、当行に対するいずれかの債務（本契約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当することができるものとします。ただし、割賦販売法第 30 条の 5 第 1 項により同法第 30 条の 4 の規定が準用される場合にあっては、同法第 30 条の 5 第 1 項に従い充当されたものとみなすものとします。

第 118 条 (充当)

本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担する金銭債務の弁済として金員が支払われた場合（第 114 条（第 112 条によらずになされた支払）第 1 項第 1 号の場合その他本契約に基づき弁済とみなされる場合を含みます。）であって、支払われた金員が、本人会員が当行に対して負担するすべての債務を消滅させるに足りないとき（第 112 条（約定支払日前の弁済およびその手続）または第 115 条（ATM を利用する約定支払日前の弁済の特則）の規定に従い弁済がなされた場合を除きます。）には、当行は、本人会員への通知なくして、当該支払を当行所定の時期における弁済とみなし、当行所定の順序および方法により、当行に対するいずれかの債務（本契約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当することができるものとします。ただし、割賦販売法第 30 条の 5 第 1 項により同法第 30 条の 4 の規定が準用される場合にあっては、同法第 30 条の 5 第 1 項に従い充当されたものとみなすものとします。

<p>第 110 条（支払等に要する費用等の負担）</p> <p>1 本人会員は、<u>振込にて債務を支払う場合の振込手数料</u>その他当行に対する債務の弁済に要する費用を負担するものとします。</p> <p>2 <u>本契約に基づきまたは基本サービスもしくは付帯サービスを会員が利用したことに基づき</u>負担した債務に関する契約締結費用または当該債務の弁済費用であって、印紙税その他の公租公課または公正証書作成費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきものについては、すべて本人会員の負担とします。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第 119 条（支払等に要する費用等の負担）</p> <p>1 本人会員は、振込手数料その他当行に対する債務の弁済に要する費用を負担するものとします。</p> <p>2 本契約に関し本人会員が当行に対して負担した債務に関する契約締結費用または当該債務の弁済費用であって、印紙税その他の公租公課または公正証書作成費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきものについては、すべて本人会員の負担とします。</p> <p>3 本条第 1 項および第 2 項までの規定は、各項に定められた費用が利息制限法に定めるみなし利息に該当する場合には適用されないものとします。</p>
<p>第 111 条（当行からの相殺）</p> <p>1 本人会員が<u>ショッピング、ならびにキャッシングの債務</u>を履行すべき場合には、当行は<u>ショッピング利用代金、分割払手数料、リボルビング払いの手数料、キャッシングサービス融資金、利息、遅延損害金等</u>この取引から生じる一切の債権と預金その他当行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。</p> <p>2 <u>第 1 項により相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および遅延損害金の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、預金その他債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により 1 年を 365 日とし、日割で計算します。</u></p>	<p>第 120 条（当行からの相殺）</p> <p>1 本人会員が本契約に基づくショッピング利用代金（付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。）、キャッシングサービス融資金、カードローン融資金の債務を履行すべき場合には、当行は<u>ショッピング利用代金、キャッシングサービス融資金、カードローン融資金、ショッピング利用手数料、キャッシングサービス利用手数料、カードローン利息および遅延損害金等</u>本契約に基づく取引から生じる一切の債権と預金その他当行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。</p> <p>2 前項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により 1 年を 365 日とし、日割で計算します。</p>
<p>第 112 条（本人会員からの相殺）</p> <p>1 本人会員は<u>この取引から生じる一切の債務と期限の到来している本人会員の当行に対する預金その他債権とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。</u></p> <p>2 <u>第 1 項により相殺する場合には、相殺計算をする日の 3 営業日前までに当行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金、その他の債権の証書、通帳は届出印を押印してただちに当行に提出するものとします。</u></p> <p>3 <u>第 1 項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および遅延損害金の計算は、相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。</u></p>	<p>第 121 条（会員からの相殺）</p> <p>1 本人会員は支払期にある預金その他当行に対する債権とこの取引から生じる一切の債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。</p> <p>2 前項により相殺する場合、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。</p> <p>3 本条第 1 項により相殺した場合における債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。</p>
<p>第 113 条（相殺における充当の指定）</p> <p>1 当行から相殺する場合に、本人会員が<u>本規約に基づくカード利用</u>により当行に対して負担した債務のほか当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定ことができ、本人会員はその指定に対して異議を述べないものとします。</p> <p>2 本人会員から相殺をする場合に、本人会員が<u>本規約に基づくカード利用</u>により当行に対して負担した債務のほか当行に対して債務を負担しているときは、本人会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本人会員がどの<u>債務の返済または相殺</u>にあてるかを指定しなかったときは、当行が指定ことができ、本人会員はその指定に対して異議を述べないものとします。</p>	<p>第 122 条（相殺における充当の指定）</p> <p>1 当行から相殺する場合に、本人会員が本契約に定めるところにより当行に対して負担した債務のほか当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定ことができ、本人会員はその指定に対して異議を述べることができません。</p> <p>2 本人会員から相殺をする場合に、本人会員が本契約に定めるところにより当行に対して負担した債務のほか当行に対して債務を負担しているときは、本人会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本人会員がどの相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定ことができ、本人会員はその指定に対して異議を述べることができません。</p>

<p>3 本人会員の当行に対する債務のうち 1 つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、<u>第 2 項の本人会員の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは</u>、当行は遅滞なく異議を述べ担保、保証の有無の状況等を考慮して、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。</p> <p>4 <u>第 2 項なお書き、または第 3 項によって</u>、当行が指定する本人会員の債務について期限の未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。</p>	<p>3 本人会員の当行に対する債務のうち 1 つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて前項の会員の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ担保、保証の有無の状況等を考慮して、どの債務の相殺にあてるかを指定することができます。</p> <p>4 本条第 2 項なお書き、または前項によって、当行が指定する本人会員の債務について期限の未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。</p>
<p>第 114 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1 本人会員は、当行に対して本契約を申し込むとき、当行との間で本契約を締結するとき、基本サービスまたは付帯サービスを利用するときおよび第 32 条（家族会員）第 1 項に従い家族会員を指定したときのそれぞれにおいて、会員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(6) テロリスト等（その疑いのある者を含みます。以下同じ。）</p> <p>(7) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、第三者に損害を加える目的その他の目的で不当に第 1 号から第 5 号に掲げる者（以下「暴力団員等」といいます。）またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有する者</p> <p>(8) 暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者</p> <p><u>(9) 暴力団員等またはテロリスト等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p>	<p>第 123 条（反社会的勢力等の排除）</p> <p>1 本人会員は、当行に対して本契約を申し込むとき、当行との間で本契約を締結するとき、基本サービスまたは付帯サービスを利用するときおよび第 30 条（家族会員）第 1 項に従い家族会員を指定したときのそれぞれにおいて、会員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>(6) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者</p> <p>(7) 前号に掲げる場合を除きテロリスト等（その疑いのある者を含みます。以下同じ。）</p> <p>(8) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、第三者に損害を加える目的その他の目的で不当に本項第 1 号から第 5 号までに掲げる者（以下「暴力団員等」といいます。）、第 6 号に掲げる者またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有する者</p> <p>(9) 暴力団員等、本項第 6 号に掲げる者またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者</p>
<p>第 115 条（会員区分の変更等）</p> <p>2 会員区分が変更になった場合、以下の各号の全部または一部が変更されることがあります。また、家族会員につき、会員区分変更後、あらかじめ家族会員として指定し当行の承認を求める手続が必要となる場合があります。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第 124 条（会員区分の変更等）</p> <p>2 会員区分が変更になった場合、以下の各号の全部または一部が変更されることがあります。また、家族会員につき、会員区分変更後、あらかじめ家族会員として指定し当行の承認を求める手続が必要となる場合があります。</p> <p>(5)カードローンの利率</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p>第 125 条（会員区分の変更の場合における処理）</p> <p>第 124 条（会員区分の変更等）第 1 項に規定する場合、当行は、会員に対し、変更後の会員区分に応じて新たなカードを貸与します。第 10 条（更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置）の規定は、この場合に準用します。</p>
<p>第 117 条（退会）</p> <p>1 本人会員は、<u>両社所定の方法で両社に通知することにより</u>、いつでも本契約を終了させることができるものとします。</p>	<p>第 127 条（退会）</p> <p>1 本人会員は、当行所定の方法で当行に通知することにより、いつでも本契約を終了させることができるものとします。</p>
<p>第 118 条（会員資格の喪失）</p> <p>1 本人会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、何らの催告なくして本契約を解除し、本人</p>	<p>第 128 条（会員資格の取消）</p> <p>1 本人会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、何らの催告なくして、本契約を解除し、本人</p>

会員およびその家族会員の会員資格を喪失させることができるものとします。

(4) 第 13 条 (カード等の管理) 第 2 項第 1 号に該当または同条第 3 項もしくは第 5 項に違反したこと。

(5) 第 14 条 (暗証番号の管理) 第 1 項かつ書きの場合を除き、暗証番号につき他人に伝えまたは故意もしくは重大な過失により他人が知ることができる状態においたこと。

(6) 第 16 条 (カードの利用と本人会員の責任) 第 3 項第 6 号から第 8 号に定める事由に該当したこと。

(7) 第 20 条 (クレジットカード本人認証サービスが利用された場合の本人会員の責任) 第 2 項に定める ID およびパスワードにつき他人に伝えまたは故意もしくは重大な過失により他人が知ることができる状態においたこと。

(13) 第 53 条第 1 項第 7 号に該当する場合を除き、付帯サービスの利用が合理的な範囲を超えて濫用的であり、当行がかかる利用を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる利用が相当期間継続してもしくは多数回反復して行われたこと。

(14) 第 80 条 (キャッシングサービス利用に係る禁止行為) 各号のいずれかに該当するキャッシングサービスの利用を行ったこと。

(17) 第 33 条 (家族会員がある場合の本人会員の責任) 第 2 項の義務に違反し、家族会員が第 4 号から第 7 号または第 11 号から第 14 号までのいずれかに該当したこと。

2 会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、何らの催告なくして本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を喪失させることができるものとします。

(新設)

(6) クレジットカードシステムの利用に関し、法令に違反または公序良俗に反する行為をなしたと。

3 本人会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、該当する各号に定める義務の履行を催告し、相当期間内にその義務の履行がない場合には、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を喪失させることができるものとします。

(1) 第 15 条 (カードの占有喪失時の会員の義務) 第 2 項または第 3 項の義務に違反したこと。

会員およびその家族会員の会員資格を**取り消す**ことができるものとします。

(4) **第 13 条 (カード等の管理) 第 1 項に違反してカード等を他人に利用させ、同条第 2 項第 1 号に違反してカードを処分し、同条第 3 項に違反してカードの占有を移転し、同条第 4 項に違反してカード情報を他人に提供または同条第 5 項に違反したこと。**

(5) 第 13 条第 1 項第 1 文後段または同条第 4 項に違反して他人がカード等を利用できる状態を作出したこと (ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。)

(6) 第 14 条 (暗証番号の管理) 第 1 項かつ書きの場合を除き、暗証番号につき他人に伝えまたは**他人が知ることができる状態においたこと (ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。)**

(7) **第 15 条 (カードの占有喪失時の会員の義務) 第 2 項に反して説明もしくは資料提出を拒み、虚偽の説明もしくは資料を提出または故意もしくは重大な過失により重要事項が欠落した説明もしくは資料を提出したこと。**

(8) 第 20 条 (クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任) 第 2 項に定める ID 等につき他人に伝えまたは**他人が知ることができる状態においたこと (ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。)**

(14) 第 51 条第 1 項第 9 号に該当する場合を除き、付帯サービスの利用が**付帯サービスに係る規程に違反しもしくは濫用的**であり、当行がかかる利用を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる利用が相当期間継続してもしくは多数回反復して行われたこと。

(15) 第 85 条 (キャッシングサービス**およびカードローン**利用に係る禁止行為) 第 1 項各号のいずれかに該当するキャッシングサービス**またはカードローン**の利用を行ったこと。

(18) 第 31 条 (家族会員がある場合の本人会員の責任) 第 2 項の義務に違反し、家族会員が、第 4 号から第 8 号までもしくは第 13 号から第 15 号までのいずれかに該当し**または第 27 条 (犯罪収益等隠匿行為等の禁止) 第 2 項に違反したこと。**

2 会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、何らの催告なくして本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

(5) 本項第 2 号から前号までに掲げる場合を除き、会員が当行の事務処理またはシステムの運用を阻害するおそれのある、カード等の利用その他の言動をなし、当行がこれを行わないよう求めても応じなかったと。

(7) カードの貸与を受けた者としてであるか加盟店としてであるかを問わず、自らまたは第三者をして、クレジットカードの仕組みを、違法もしくは著しく不当な目的でまたはそのような行為の手段として利用したこと。

3 本人会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、該当する各号に定める義務の履行を催告し、相当期間内にその義務の履行がない場合には、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

(1) **本条第 1 項第 7 号の場合を除き、カードの占有喪失の状況もしくは被害状況につきその重要事項を届け出ずまたは第 15 条 (カードの占有喪失時の会員の義務) 第 2 項もしくは第 3 項の義務に違反したこ**

<p>(4) 第 26 条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）第 1 項の義務に違反したこと。</p> <p>（新設）</p>	<p>と。</p> <p>(4)第 26 条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）第 1 項の義務に違反しまたは同条第 4 項の説明もしくは資料の提出の求めに応じなかったこと。</p> <p>(6)第 61 条（指定された支払方式の変更）第 4 項の通知を受けたにもかかわらず、当該通知内容に従わなかったこと。</p>
<p>第 119 条（カード等の利用の停止）</p> <p>1 以下の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、第 1 号から第 10 号、第 12 号または第 13 号の場合には当該事由が解消されるまでの間、第 11 号の場合には当該言動が行われなかったことを確認できるまでの間、当行は、本人会員およびその家族会員につき基本サービスもしくは付帯サービス等の全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合を除き本人会員の信用状態が著しく悪化しおそれのあるとき。</p> <p>(5) 第 27 条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）に違反した疑いがありまたは同条第 3 項に違反したとき。</p> <p>(7) 第 114 条（反社会的勢力の排除）第 1 項の表明が誤りであるおそれがありまたは本人会員が同条第 2 項の確約に反した疑いがあるとき。</p> <p>(8) 会員が第 118 条第 1 項第 4 号から第 7 号、同項第 12 号または同項第 14 号のいずれかに該当する疑いがあるとき。</p> <p>(9) 本人会員が、第 118 条第 1 項第 8 号から第 10 号または同項第 18 号のいずれかに該当する疑いがあるとき。</p> <p>(10) 第 1 号、第 3 号または第 4 号に掲げる場合を除き本契約上の義務が履行されないとき。</p> <p>（新設）</p> <p>(11) 第 118 条第 2 項第 2 号から第 4 号に定めるいずれかの言動がなされたとき。</p> <p>（新設）</p>	<p>第 129 条（カード等の利用の停止）</p> <p>1 以下の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、本項第 1 号から第 11 号まで、第 15 号または第 16 号の事由にあつては当該事由が解消されるまでの間、第 12 号にあつては当該疑いが解消されまたは当該言動が行われなかったことを確認できるまでの間、第 13 号にあつては当該言動が行われなかったことを確認できるまでの間、第 14 号にあつては当該利用が行われなかったことを確認できるまでの間、当行は、何らの通知または催告を要せず本人会員およびその家族会員につき基本サービスもしくは付帯サービス等の全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <p>(2)本人会員の信用状態が著しく悪化しまたは悪化するおそれのあるとき。</p> <p>(5)本人会員が第 27 条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）第 1 項に違反した疑いがあるとき。</p> <p>(6)会員が第 27 条第 2 項に違反した疑いがありまたは同条第 3 項に違反したとき。</p> <p>(8)第 123 条（反社会的勢力等の排除）第 1 項の表明が誤りであるおそれがありまたは本人会員が同条第 1 項もしくは第 2 項の確約に反した疑いがあるとき。</p> <p>(9)会員が第 128 条（会員資格の取消）第 1 項第 4 号から第 8 号まで、同項第 13 号、同項第 15 号または同条第 2 項第 6 号もしくは同項第 7 号のいずれかに該当する疑いがあるとき。</p> <p>(10)本人会員が、第 128 条第 1 項第 9 号から第 11 号までまたは同項第 19 号のいずれかに該当する疑いがあるとき。</p> <p>(11)本項第 1 号、第 3 号、第 4 号または第 6 号後段に掲げる場合を除き、本規約に定める会員の義務が履行されないとき。</p> <p>(12)第 128 条第 2 項第 2 号、同項第 3 号または同項第 5 号に定める言動がなされた疑いがあるとき。</p> <p>(13)第 128 条第 2 項第 4 号①から⑤までのいずれかの言動または同号柱書に定める言動がなされたとき。</p> <p>(14)付帯サービスの利用が付帯サービスに係る規程に反しまたは濫用的であるとき。</p>
<p>第 120 条（本契約の解約）</p> <p>当行または三菱 UFJ ニコスは、以下の各号のいずれかの事由があるときには、本人会員に対し相当な予告期間を定めて通知することにより、本契約を将来に向かって解約し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。</p> <p>(1) 当行または三菱 UFJ ニコスが、社会情勢もしくは経済状況の変動または法令の改廃に対応するた</p>	<p>第 130 条（本契約の解約）</p> <p>当行は、以下の各号のいずれかの事由があるときには、本人会員に対し相当な予告期間を定めて通知することにより、本契約を将来に向かって解約し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。</p> <p>(1)当行が、社会情勢もしくは経済状況の変動または法令の改廃に対応するため、当行の業務またはシステム</p>

<p>め、当行の業務またはシステムを変更するためその他の合理的な理由に基づき、本人会員に対して発行するカードについて、その商品性を変更する必要がある場合</p> <p>(2) 当行または三菱 UFJ ニコスが第三者（国際ブランドおよび一般の事業会社を含みます。）と提携して発行するカードにつき、当該提携関係を終了した<u>こと</u>、当該提携の条件または内容を変更した<u>こと</u>その他の合理的な理由に基づき、本人会員に対して発行するカードにつき継続して発行することが困難となった場合</p>	<p>を変更するためその他の合理的な理由に基づき、本人会員に対して発行するカードについて、その商品性を変更する必要がある場合</p> <p>(2) 当行が第三者（国際ブランド会社および一般の事業会社を含みます。）と提携して発行するカードにつき、当該提携関係を終了する<u>こと</u>、当該提携の条件または内容を変更する<u>こと</u>その他の合理的な理由に基づき、本人会員に対して発行するカードにつき継続して発行することが困難となった場合</p>
<p>第 122 条（本契約終了の効果）</p> <p>4 第 1 項の規定に反して会員が基本サービスまたは付帯サービスを利用した場合には、本人会員はただちに当該利用に係るカード等利用代金等相当額または付帯サービスの代金もしくは手数料相当額を支払うものとします。</p> <p>5 第 117 条、第 118 条、第 120 条または第 121 条の規定により本契約が終了した場合であっても、以下の各号に掲げる事由に該当するときには、なお、以下の各号に定める本規約の規定が適用されるものとします。この場合、当該各号の規定につき第 116 条第 1 項の規定により変更された場合には、変更後の規定が適用されるものとします。</p> <p>(2) 第 2 項または第 3 項の義務が履行されるまでの間は、第 13 条（カード等の管理）から第 21 条（第三者サイトでのカード情報の登録と管理）</p> <p>(3) 本契約が終了するまでに、<u>本契約に基づきまたは基本サービスもしくは付帯サービスを会員が利用したことに基づき</u>本人会員が負担した金銭債務がある場合には、第 106 条（ATM を利用する約定支払日前の弁済の特則）を除く第 2 編第 4 章（支払）の規定</p>	<p>第 132 条（本契約終了の効果）</p> <p>4 本条第 1 項の規定に反して会員が基本サービスまたは付帯サービスを利用した場合には、本人会員はただちに当該利用に係るカード等利用代金等または付帯サービスの代金もしくは手数料に相当する額を支払うものとします。第 49 条（継続課金取引の終了等）第 2 項、第 16 条（カードの利用と本人会員の責任）、第 18 条（カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任）から第 21 条（第三者へのカード情報の登録と管理）までの規定により支払義務を負う場合にも同様とします。</p> <p>5 第 127 条、第 128 条、第 130 条または第 131 条の規定により本契約が終了した場合であっても、以下の各号に掲げる事由に該当するときには、なお、以下の各号に定める本規約の規定が適用されるものとします。この場合、当該各号の規定につき第 126 条（本規約等の変更）第 1 項の規定により変更された場合には、変更後の規定が適用されるものとします。</p> <p>(2) 本条第 2 項または第 3 項の義務が履行されるまでの間は、第 13 条（カード等の管理）から第 21 条（第三者へのカード情報の登録と管理）までの各規定</p> <p>(3) 本契約が終了するまでに、本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担した金銭債務がある場合には、第 115 条（ATM を利用する約定支払日前の弁済の特則）を除く第 2 編第 4 章（支払）の規定</p>
<p>第 125 条（合意管轄）</p> <p>1 会員は、会員と当行の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額にかかわらず、当行の本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに合意します。</p> <p>2 <u>会員は、会員と三菱 UFJ ニコスとの間で訴訟の必要が生じた場合、訴額にかかわらず、会員の住所地、購入地または三菱 UFJ ニコスの本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに合意します。</u></p>	<p>第 135 条（合意管轄）</p> <p>会員は、会員と当行の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額にかかわらず、会員の住所地または当行の本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。</p> <p>(削除)</p>
<p>第 126 条（定義）</p> <p>本同意条項において、個人情報情報機関とは、個人の支払能力または返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、加盟個人情報情報機関とは、個人情報情報機関のうち当行または三菱 UFJ ニコスが信用情報提供契約を締結している者、提携個人情報情報機関とは、加盟個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関であって加盟個人情報情報機関以外の者をいいます。</p>	<p>第 136 条（定義）</p> <p>本同意条項において、個人情報情報機関とは、個人の支払能力または返済能力（以下「支払能力等」といいます。）に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、加盟個人情報情報機関とは、個人情報情報機関のうち当行が信用情報提供契約を締結している者、提携個人情報情報機関とは、加盟個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関であって加盟個人情報情報機関以外の者をいいます。</p>

<p>第 127 条（取引を遂行する目的での個人情報の取り扱い）</p> <p>1 本人会員は、当行または三菱UFJニコスが、以下の第 1 号から第 3 号に掲げる契約またはその申込に係る与信判断および与信後の管理その他以下の第 1 号から第 3 号までの契約に基づき行われる取引（付帯サービスなど、当行が提供するサービスに係るものを含みます。）を遂行するため、本件個人情報を取得、保管、記録および利用することに同意します。</p> <p>2 前項に定める本件個人情報とは、本人会員または家族会員および家族会員として本契約に従い指定された者（以下これらを総称して「家族会員等」といい、本人会員と家族会員等を総称して「会員等」といいます。）に係る個人情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報であって第 129 条に掲げる個人情報情報機関から提供を受けた個人情報、第 132 条に掲げる機微情報および法令、ガイドラインまたは適用ある自主規制規則により提供もしくは告知の求めが禁止される情報以外のものをいいます。</p> <p>(1)氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先（その所在地および電話番号等を含みます。）、家族構成、運転免許証その他の本人確認書類の記号番号、国籍その他会員等の属性に関する情報</p>	<p>第 137 条（取引を遂行する目的での個人情報の取り扱い）</p> <p>1 本人会員および本人会員となろうとする者（以下これらを総称して「本人会員等」といいます。）は、当行が、以下の本項第 1 号から第 3 号に掲げる契約またはその申込に係る与信判断および与信後の管理その他以下の第 1 号から第 3 号までの契約に基づき行われる取引（付帯サービスなど、当行が提供するサービスに係るものを含みます。）を遂行するため、本件個人情報を取得、保管、記録および利用することに同意します。</p> <p>2 前項に定める本件個人情報とは、本人会員等または家族会員および家族会員として本契約に従い指定された者（以下これらを総称して「家族会員等」といい、本人会員等と家族会員等を総称して「会員等」といいます。）に係る個人情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報であって第 139 条（個人情報情報機関）に掲げる個人情報情報機関から提供を受けた個人情報、第 142 条（機微情報の取扱い）に掲げる機微情報および法令、ガイドラインまたは適用ある自主規制規則により提供もしくは告知の求めが禁止される情報以外のものをいいます。</p> <p>(1)氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先（その所在地および電話番号等を含みます。）、家族構成、運転免許証その他の本人確認書類の記号番号、国籍、本邦の在留資格および在留期間その他会員等の属性に関する情報</p>
<p>第 128 条（取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報の利用）</p> <p>1 本人会員は、当行または三菱UFJニコスが、本件個人情報（ただし、第 127 条第 2 項第 2 号の情報を除きます。）につき、以下の目的のために取得、保有および利用することに同意します。</p> <p>(1)当行または三菱UFJニコスのクレジット関連事業における市場調査、商品開発</p> <p>(2)当行または三菱UFJニコスのクレジット関連事業における広告または宣伝のための書面等の送付および電話等による営業案内</p> <p>(3)当行または三菱UFJニコスが加盟店等から受託して行う広告または宣伝のための書面の送付および電話等による営業案内</p> <p><u>なお、三菱UFJニコスのクレジット関連事業は、クレジットカード、融資、信用保証等です。事業内容の詳細は、三菱UFJニコスのウェブサイトにおいてご確認ください。</u></p> <p>2 当行または三菱UFJニコスが本契約に基づく当行または三菱UFJニコスの業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取り扱いを委託することができるものとします。</p>	<p>第 138 条（取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報の利用）</p> <p>1 本人会員等は、当行が、本件個人情報（ただし、第 137 条（取引を遂行する目的での個人情報の取扱い）第 2 項第 2 号の情報を除きます。）につき、以下の目的のために取得、保有および利用することに同意します。</p> <p>(1)当行のクレジット関連事業における市場調査、商品開発</p> <p>(2)当行のクレジット関連事業における広告または宣伝のための書面等の送付および電話等による営業案内</p> <p>(3)当行が加盟店等から受託して行う広告または宣伝のための書面の送付および電話等による営業案内</p> <p>2 当行のクレジット関連事業は、クレジットカードおよび融資等です。事業内容の詳細は、当行ウェブサイトにおいてご確認ください。</p> <p>3 当行が本契約に基づく当行の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することができるものとします。</p>
<p>第 129 条（個人情報情報機関）</p> <p>1 当行または三菱UFJニコスの加盟個人情報情報機関は、以下のとおりです。 <u>※三菱UFJニコスは、全国銀行個人情報センターには加盟しておりません。</u></p>	<p>第 139 条（個人情報情報機関）</p> <p>1 当行の加盟個人情報情報機関は、以下のとおりです。 (削除)</p>
<p>第 130 条（個人情報情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等）</p> <p>1 本人会員は、当行または三菱UFJニコスが以下の各号に定める目的のため、加盟個人情報機</p>	<p>第 140 条（個人情報情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等）</p> <p>1 本人会員等は、当行が以下の各号に定める目的のため、加盟個人情報情報機関および提携個人情報情</p>

<p>関および提携個人情報情報機関に対して本人会員の個人情報を照会し、これら個人情報情報機関に本人会員の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受けてこれを利用することに同意します。</p> <p>(1)本人会員の支払能力または返済能力を調査し、<u>両社</u>と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約の申込につき審査するため</p> <p>(2)<u>両社</u>と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約を締結した後の途上審査として本人会員の支払能力または返済能力を調査するため</p> <p>(3)<u>両社</u>と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約につき、本人会員の支払能力または返済能力を調査し与信後の管理を行うため</p> <p>2 前項に定める、加盟個人情報機関または提携個人情報機関から提供を受ける本人会員の個人情報には、当該個人情報機関に加盟する与信事業者が、当該個人情報機関に登録した個人情報のほか、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人から申告された情報が含まれます。</p> <p>3 当行または三菱 UFJ ニスは、加盟個人情報機関または提携個人情報機関に登録されている個人の支払能力または返済能力に関する情報につき、割賦販売法または貸金業法に従い、支払能力または返済能力の調査の目的を達成するために必要な限度で利用するものとし、他の目的のためには利用いたしません。</p>	<p>報機関に対して本人会員等の個人情報を照会し、これら個人情報情報機関に本人会員等の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受けてこれを利用することに同意します。</p> <p>(1)本人会員等の支払能力等を調査し、当行と本人会員等との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約の申込につき審査するため</p> <p>(2)当行と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約を締結した後の途上審査として本人会員の支払能力等を調査するため</p> <p>(3)当行と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約につき、本人会員の支払能力等を調査し与信後の管理を行うため</p> <p>2 前項に定める、加盟個人情報機関または提携個人情報機関から提供を受ける本人会員等の個人情報には、当該個人情報機関に加盟する与信事業者が、当該個人情報機関に登録した個人情報のほか、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人が当該個人情報機関に申告した情報または貸付自粛情報が含まれます。貸付自粛情報とは、本人またはその親族のうち一定の範囲の者が、貸付けを行わないように求める旨を日本貸金業協会または全国銀行協会に申告した情報をいいます。</p> <p>3 当行は、加盟個人情報機関または提携個人情報機関に登録されている個人の支払能力等に関する情報につき、割賦販売法または貸金業法に従い、支払能力等の調査の目的を達成するために必要な限度で利用するものとし、他の目的のためには利用いたしません。</p>
<p>第 131 条（個人情報情報機関に対する信用情報の提供等の同意）</p> <p>1 本人会員は、当行または三菱 UFJ ニスが、本契約に関する客観的な取引事実に基づく本人会員に係る下表「登録される情報」欄①②③④記載の個人情報を加盟個人情報機関に提供し、加盟個人情報機関が下表に定める期間登録することに同意するものとします。</p> <p>2 当行または三菱 UFJ ニスが加盟個人情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。</p>	<p>第 141 条（個人情報情報機関に対する信用情報の提供等の同意）</p> <p>1 本人会員等は、当行が、本契約に関する客観的な取引事実に基づく本人会員等に係る下表「登録される情報」欄①②③④記載の個人情報を加盟個人情報機関に提供し、加盟個人情報機関が下表に定める期間登録することに同意するものとします。</p> <p>2 当行が加盟個人情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。</p>
<p>第 132 条（機微情報の取り扱い）</p> <p>1 当行または三菱 UFJ ニスは、会員等の機微情報につき、取得、利用および第三者提供いたしません。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合には、当行または三菱 UFJ ニスは、以下の各号に掲げる範囲で機微情報を取り扱うことができるものとします。ただし、第 6 号から第 9 号に掲げる場合であって、機微情報が前項第 1 号に属するものであるときには、あらかじめ本人の同意を得るものとします。</p> <p>(8)当行または三菱 UFJ ニスのクレジット関連事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微情報を取得、利用または第三者提供する場合</p>	<p>第 142 条（機微情報の取り扱い）</p> <p>1 当行は、会員等の機微情報につき、取得、利用および第三者提供いたしません。</p> <p>3 本条第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合には、当行は、以下の各号に掲げる範囲で機微情報を取り扱うことができるものとします。ただし、本項第 6 号から第 9 号に掲げる場合であって、機微情報が前項第 1 号に属するものであるときには、あらかじめ本人の同意を得るものとします。</p> <p>(8)当行のクレジット関連事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微情報を取得、利用または第三者提供する場合</p>
<p>第 135 条（個人情報の開示・訂正・削除）</p>	<p>第 145 条（個人情報の開示・訂正・削除）</p>

<p>1 会員等は、<u>当行または三菱 UFJ ニコス</u>に対し、<u>保護法に定めるところに従い</u>、自己に関する情報を開示等するよう請求することができます。開示等の請求をする場合には、お取引店または第 139 条に規定するお問い合わせ窓口にご連絡ください。受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料などの開示等の請求の手続きの詳細についてお答えします。</p> <p>3 <u>当行または三菱 UFJ ニコス</u>の保有個人データまたは<u>当行または三菱 UFJ ニコス</u>が加盟個人情報機関に登録した個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、<u>当行は</u>、<u>保護法に定めるところに従い</u>、すみやかに訂正または削除等に応じます。</p>	<p>1 会員等は、<u>当行</u>に対し、<u>保護法に定めるところに従い</u>、自己に関する情報を開示等するよう請求することができます。開示等の請求をする場合には、第 149 条（お問合せ窓口）に規定するお問合せ窓口にご連絡ください。受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料などの開示等の請求の手続きの詳細についてお答えします。</p> <p>3 <u>当行</u>の保有個人データまたは<u>当行</u>が加盟個人情報機関に登録した個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、<u>当行は</u>、<u>保護法に定めるところに従い</u>、すみやかに訂正または削除等に応じます。</p>
<p>第 136 条（第 4 編に定める同意条項に不同意の場合）</p> <p>1 本人会員が第 4 編に定める同意条項第 127 条第 1 項の条項に同意しない場合には、<u>当行または三菱 UFJ ニコス</u>は、本人会員の<u>本契約もしくは本契約以外の信用供与に係る契約の申込</u>を拒みまたは締結済の信用供与契約を解除することができるものとします。</p> <p>2 本人会員が第 130 条第 1 項、第 131 条第 1 項および第 3 項ならびに第 133 条の条項に同意しない場合には、<u>当行または三菱 UFJ ニコス</u>は、本人会員の<u>本契約の申込</u>を拒むことができるものとします。</p> <p>4 本人会員が第 128 条第 1 項の目的に同意せずまたは同意を撤回した場合であっても、<u>当行または三菱 UFJ ニコス</u>は、これを理由として<u>本契約もしくは本契約以外の信用供与契約の申込</u>を拒みまたはこれらの契約を解除することはありません。ただし、これにより、<u>当行</u>、<u>三菱 UFJ ニコス</u>または<u>当行もしくは三菱 UFJ ニコス</u>の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があります。</p>	<p>第 146 条（第 4 編に定める同意条項に不同意の場合）</p> <p>1 本人会員等が第 4 編に定める第 137 条（取引を遂行する目的での個人情報の取扱い）第 1 項の条項に同意しない場合には、<u>当行は</u>、本人会員等の<u>本契約もしくは本契約以外の信用供与に係る契約の申込</u>を拒みまたは締結済の信用供与契約を解除することができるものとします。</p> <p>2 本人会員等が第 140 条（個人情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等）第 1 項、第 141 条（個人情報機関に対する信用情報の提供等の同意）第 1 項および第 3 項ならびに第 143 条（個人情報の公的機関等への提供）の条項に同意しない場合には、<u>当行は</u>、本人会員等の<u>本契約の申込</u>を拒むことができるものとします。</p> <p>4 本人会員等が第 138 条（取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報の利用）第 1 項の目的に同意せずまたは同意を撤回した場合であっても、<u>当行は</u>、これを理由として<u>本契約もしくは本契約以外の信用供与契約の申込</u>を拒みまたはこれらの契約を解除することはありません。ただし、これにより、<u>当行</u>または<u>当行の加盟店等の商品・サービス等の提供</u>ならびに営業案内を受けられない場合があります。</p>
<p>第 137 条（第 128 条第 1 項の同意の撤回）</p> <p>1 本人会員が、<u>当行または三菱 UFJ ニコス</u>所定の手続きにより第 128 条第 1 項の利用目的に対する同意を撤回した場合には、<u>当行または三菱 UFJ ニコス</u>は、すみやかに当該本人会員（当該本人会員に家族会員等がある場合には、当該家族会員等を含みます。）に係る個人情報につき、第 128 条第 1 項各号の目的での利用を中止する措置をとるものとします。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、<u>当行または三菱 UFJ ニコス</u>は当該各号に定める限度で、第 128 条第 1 項各号の利用目的による個人情報の取り扱いを行うことができるものとします。</p>	<p>第 147 条（第 138 条第 1 項の同意の撤回）</p> <p>1 本人会員等が、<u>当行</u>所定の手続きにより第 138 条（取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報の利用）第 1 項の利用目的に対する同意を撤回した場合には、<u>当行は</u>、すみやかに当該本人会員等（当該本人会員等に家族会員等がある場合には、当該家族会員等を含みます。）に係る個人情報につき、第 138 条第 1 項各号の目的での利用を中止する措置をとるものとします。</p> <p>3 本条第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、<u>当行は</u>当該各号に定める限度で、第 138 条第 1 項各号の利用目的による個人情報の取扱いを行うことができるものとします。</p>
<p>別紙 1 定義集 (2)家族会員 第 32 条第 1 項に従い本人会員が指定し、同条第 2 項に従い<u>両社</u>が当該指定を承認した者をいいます。</p>	<p>別紙 1 定義集 (2)家族会員 第 30 条（家族会員）第 1 項に従い本人会員が指定し、同条第 2 項に従い当行が当該指定を承認した者をいいます。</p>
<p>(5)カード</p>	<p>(5)カード</p>

<p>両社が会員に対して交付する有体物であって、これに記載されもしくは記録されている文字、数字、記号または符号によって会員を特定するとともに、当行が、当該会員に対して以下のいずれかを利用することができる利用可能枠を付与していることを表象するために用いられることを予定するものをいいます。ただし、子カードは除きます。</p> <p>(新設)</p>	<p>当行が会員に対して交付する有体物であって、これに記載されまたは記録されている文字、数字、記号または符号によって会員を特定するとともに、当行が、当該会員に対して以下のいずれかを利用することができる利用可能枠を付与していることを表象するために用いられることを予定するものをいいます。ただし、子カードは除きます。</p> <p>③ショッピング、キャッシングサービスおよびカードローン</p>
<p>(12)加盟店契約 以下のいずれかの者が加盟店との間で締結する、当該加盟店におけるショッピングの利用に関する事項を定めた契約をいいます。</p> <p>① 三菱 UFJ ニコス ② 国際ブランドから加盟店契約の締結を許諾された日本国内外のカード会社、金融機関その他事業者</p>	<p>(13)加盟店契約 国際ブランド会社から加盟店契約の締結を許諾された日本国内外のカード会社、金融機関その他事業者が加盟店との間で締結する、当該加盟店におけるショッピングの利用に関する事項を定めた契約をいいます。</p>
<p>(13)キャッシングサービス融資金残高 融資金のうち、ある時点における<u>キャッシングサービス</u>に係るものの未決済金額の合計額をいいます。</p>	<p>(11)カードローン融資金残高 融資金のうち、ある時点におけるカードローンに係るものの未決済金額の合計額をいいます。</p>
<p>(15)継続課金取引 電気、ガスもしくは水道の供給、下水道の使用、通信サービスの利用または不動産の賃貸借など、<u>継続的な契約に基づき継続または反復して対価が発生することとなる取引</u>をいいます。</p>	<p>(15)継続課金取引 当事者間の事前の合意に基づく以下のいずれかの取引をいいます。</p> <p>①商品の引渡し、役務の提供または権利の移転が定期的に反復して行われる取引であってこれに応じて代金または対価が発生する取引</p> <p>②継続的に役務の提供がなされ、その対価の履行期があらかじめ定められた一定の期間ごと到来する取引</p> <p>例えば、電気、ガスもしくは水道の供給、下水道の使用、通信サービスの利用、不動産の賃貸借などのほか、一般に、定期購入、各種サブスクリプションサービスなどが継続課金取引に該当します。</p>
<p>(16)子カード 両社が会員に対して交付する有体物であって、これに記載しもしくは記録されている文字、数字、記号、符号または図形によって会員を特定することができるもののうち、以下の条件をすべて満たすものをいいます。</p> <p>①両社が会員に対して当該有体物を交付すると同時にまたはこれに先立って当該会員に対してカード等を交付等することとしているものであること。</p> <p>③②のショッピングにつき、利用されることを予定する加盟店の業種もしくは範囲が<u>限定され、または加盟店以外の販売業者もしくは役務提供事業者であって当行または両社が別に指定するものにおいて利用されることを予定するものであること。</u></p>	<p>(16)子カード 当行が会員に対して交付する有体物であって、これに記載しまたは記録されている文字、数字、記号、符号または図形によって会員を特定することができるもののうち、以下の条件をすべて満たすものをいいます。</p> <p>①当行が会員に対して当該有体物を交付すると同時にまたはこれに先立って当該会員に対してカード等を交付等することとしているものであること。</p> <p>③②のショッピングにつき、利用されることを予定する加盟店の業種または範囲がカード等と異なるものであることを予定するものであること。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(17)国際ブランド 国際ブランド会社の提供する決済サービスを表章するものとして国際ブランド会社が定めた標章をいう。</p>
<p>(19)締切日 以下の基準日となる日をいいます。</p> <p>②キャッシングサービスの約定支払日の判定または約定支払日における返済額の算定</p>	<p>(20)締切日 以下の基準日となる日をいいます。</p> <p>②キャッシングサービスの約定支払日の判定</p> <p>③カードローンの約定支払日の判定または約定支払日における返済額の算定</p>
<p>(23)他人</p>	<p>(24)他人</p>

カードに記載または記録されまたはカード情報で特定される会員に該当しない者をいい、本人会員にとっての家族会員、家族会員にとっての本人会員もしくは他の家族会員または会員の代理人もしくは財産管理人も、他人に含まれます。	カード もしくは子カード に記載 もしくは 記録されまたはカード情報 もしくは子カードの情報 で特定される会員に該当しない者をいい、本人会員にとっての家族会員、家族会員にとっての本人会員もしくは他の家族会員または会員の代理人もしくは財産管理人も、他人に含まれます。
(24)入会 本人会員が、 <u>両社</u> との間でカード会員契約を締結することをいいます。	(25)入会 本人会員が、 当行 との間でカード会員契約を締結することをいいます。
(25)入会等 以下を総称していいます。 ②本人会員が、本規約に定めるところに従い、その家族を家族会員として指定し、 <u>両社</u> がこれを認めること。	(26)入会等 以下を総称していいます。 ②本人会員が、本規約に定めるところに従い、その家族を家族会員として指定し、 当行 がこれを認めること。
(26)付帯サービス 当行もしくは当行が提携するサービス提供会社が会員に対して提供するサービスまたは特典であって、ショッピング、キャッシングサービス以外のサービスをいいます。	(27)付帯サービス 当行もしくは当行が提携するサービス提供会社が 本契約に関連して 会員に対して提供するサービスまたは特典であって、ショッピング、キャッシングサービス またはカードローン 以外のサービスをいいます。
(27)平月 以下の各場合における、ボーナス月以外の月をいいます。 <u>(新設)</u>	(28)平月 以下の各場合における、ボーナス月以外の月をいいます。 ③カードローンの返済方式がボーナス月加算毎月元金定額返済である場合
(28)本契約 <u>両社</u> と任意の個人の間で成立したカード会員契約のうち DC ブランドのカードであって国際ブランドと提携して発行するカードに係るカード会員契約（当該契約が複数ある場合はその一）をいいます。	(29)本契約 当行 と任意の個人の間で成立したカード会員契約のうち 本規約を契約内容とする カード会員契約（当該契約が複数ある場合はその一）をいいます。
(29)本人会員 <u>両社</u> との間で、カード会員契約を締結した個人をいいます。	(30)本人会員 当行 との間で、カード会員契約を締結した個人をいいます。
(30)融資金 キャッシングサービスの利用により貸付けを受けた元金をいいます。 <u>(新設)</u>	(31)融資金 キャッシングサービス またはカードローン の利用により貸付けを受けた元金をいいます。 (35)Visa ブランド 国際ブランドのうち Visa に係るものをいいます。
(34)WEB サービス インターネットを用いた両社に対する届出事項変更の届出、ポイント利用の申込など、 <u>両社</u> が <u>両社</u> 所定のサーバー上に開設する、本人会員ごとにアクセス制御がなされる WEB サイトを通じて本人会員に対して提供するサービスをいいます。	(36)WEB サービス インターネットを用いた当行に対する届出事項変更の届出、ポイント利用の申込など、 当行 が 当行 所定のサーバー上に開設する、会員ごとにアクセス制御がなされる WEB サイトを通じて会員に対して提供するサービスをいいます。
別紙 2 リボルビングお支払コース（「毎月のお支払額」算定表）	別表 1（第 57 条、第 58 条、第 59 条、第 71 条および第 72 条関係） 残高スライド方式の支払コース

		10万円以下	10万円超20万円以下	20万円超30万円以下	30万円超40万円以下	40万円超50万円以下	50万円超60万円以下	60万円超10万円増す毎に	
元金定額方式	定額コース(元金別に6種類)	元金(5千円、1万円、2万円、3万円、4万円、5万円) + 手数料(ご利用残高に対する日割計算)							
残高スライド方式	5千円コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	1万円ずつ加算	
	1万円コース	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円		
	2万円コース	2万円		3万円	4万円	5万円	6万円		
	3万円コース	3万円			4万円	5万円	6万円		
	4万円コース	4万円				5万円	6万円		
	5万円コース	5万円					6万円		

●ボーナス月加算お支払い：会員の方があらかじめ選択した月(年2回)にボーナス加算額を通常のお支払額に加えてお支払いいただきます。

- 元金定額方式の場合:リボルビングご利用残高(元金)がご指定されたコースのお支払額に満たない場合は、リボルビングご利用残高(元金)(リボルビング払い手数料がある場合には、元金との合計額)をお支払いいただきます。
- 残高スライド方式の場合:リボルビングご利用残高(元金)と手数料の合計額が各コースの最低お支払額に満たないときは、その合計額をお支払いいただきます。

別紙 2
分割払い(含むボーナス併用分割払い)について

支払回数(回)	3	5	6	10	12	15	18	20	24
支払期間(ヵ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24
手数料率(実質年率)(%)	14.90								

- ※1 分割払い・ボーナス併用分割払いの支払回数は、原則上記表に記載の通りとします。ただし、当行が承認した場合には上記支払回数以外の利用ができるものとし、この場合の分割払いの手数料は、当行所定の実質年率(本表支払回数毎の実質年率に準じます。この場合、支払回数が少ない方から最も近い本表支払回数に対応する実質年率とします。)にて計算するものとします。
- ※2 ※1にかかわらず、一部の分割払い取扱加盟店では、支払回数、分割払いの手数料率(実質年率)が異なる場合があります。
- ※3 ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月(冬期)と7月(夏期)とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。なお、会員の利用日、支払回数によっては、ボーナス併用分割払いのお取扱いができない場合があります。

(新設)
(2023年4月1日現在)

ショッピングリボ 支払 残高 コース	10万円以下	10万円超20万円以下	20万円超30万円以下	30万円超40万円以下	40万円超50万円以下	50万円超60万円以下	60万円超10万円増す毎に
一般コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	5千円ずつ加算
5千円コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	1万円ずつ加算
1万円コース	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	
2万円コース	2万円		3万円	4万円	5万円	6万円	
3万円コース	3万円			4万円	5万円	6万円	
4万円コース	4万円				5万円	6万円	
5万円コース	5万円					6万円	

支払コースの各金額は、支払額の算定方法が元利型残高スライド方式の場合には約定支払日に支払うべき金額を、支払額の算定方法が元金型残高スライド方式の場合には支払元金額を示します。

別表 2 (第 62 条関係)
ショッピング利用手数料の手数料率表

支払回数(回)	2	3	5	6	10		
支払期間(ヵ月)	2	3	5	6	10		
手数料率(実質年率)(%)	0	11.5	12.75	13	13.75		
ショッピング利用代金(現金価格)100円あたりの分割払手数料の額(円)	0	1.92	3.2	3.84	6.4		
	12	15	18	20	24	ボーナス一括払い	リボルビング払い
	12	15	18	20	24	1~6	*
	14				0	14.9	
	7.68	9.6	11.52	12.8	15.36	0	

リボルビング払いの支払期間は、そのときどきのショッピングリボ残高および支払コースにより相違します。

割賦販売法第 30 条に定める情報提供書面(個人会員規約用)以降は新設のため、記載省略
(2025年12月9日現在)